

1 節「大規模事故応急対策」参照。）

(2) 災害応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

イ 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ 消防局の措置

(ア) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

(ウ) 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

(エ) 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

(ウ) 町長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

4 毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応するものとする。

(1) 各機関の役割

機関等	役割	備考
町	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理	
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等	
県	総合調整、町の支援、資機材の確保	
警察本部	二次災害の防止、捜査	
その他	資機材（中和剤）の確保、住民の協力	

(2) 実施要領

ア 情報の共有

- (ア) 住民に提供する情報について事前に検討し共有
- (イ) 現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有

イ 避難者対応

- (ア) 周辺住民の避難誘導
- (イ) 状況に応じて避難所の開設と運営
- (ウ) 将来予測と情報の提供（安心感の付与）
- (エ) 健康管理

ウ 現地調整

- (ア) 現地調整所の設置と運営
- (イ) 警察本部、消防、町職員の派遣
- (ウ) 情報の共有と活動調整

エ 現場活動

- (ア) 立入禁止区域の設定
- (イ) 二次災害の防止
- (ウ) 活動者の安全の確保・確認
- (エ) 物質への対処に当たり専門家の情報を共有

オ 広報

- (ア) 現地調整所を設置した場合の広報担当者の設置
- (イ) 情報の一元的かつ積極的な提供

5 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

(1) 避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（本編第2章第1節「大規模事故応急対策」参照。）

(2) 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

(3) 消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（本編第2章第1節「大規模事故応急対策」参照。）

(4) 救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（本編第2章第1節「大規模事故応急対策」参照。）

(5) 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（本編第2章第1節「大規模事故応急対策」参照。）

(6) 広報活動

ア 関係機関の広報活動

町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。（風水害対策編第3部第5章「災害広報・広聴計画」参照。）

イ 広報項目

- （ア）町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関の措置状況
- （イ）保管物質の種類・周辺への危険性
- （ウ）応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）
- （エ）環境影響等に関する調査した実施結果
- （オ）その他必要と認められる事項

（7）調査検討

町は県と連携して、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第5節 放射性物質及び原子力災害応急対策

1 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約41kmとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

（1）住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（2）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示（緊急）を以下の情報伝達の方法により行うこととなって

いる。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 町防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

(オ) バス事業者の車内放送等による乗客へ周知

イ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示（緊急）を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示（緊急）、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

3 U P Z 圏内避難者の受入れ

(1) 鳥取県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、P A Z（原子力施設から概ね半径5 k m圏）避難に続いて、あるいはP A Z避難と同時に、国のU P Z（原子力施設から概ね30 k m圏）避難指示（緊急）が出された場合、U P Z避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町を含む西伯郡等の受入避難者数は、緊急受入れとして、島根県住民の避難者約1.0万人となっている。（島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県において受入れる。）

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.6万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約3.7万人
島根県（緊急受入れ） [島根県のU P Z 圏内の住民が対象]	日吉津村、大山町、 伯耆町 、南部町、江府町、日野町、日南町	約1.0万人
	若桜町、智頭町	約0.5万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

(2) 避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示（緊急）等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からU P Z 圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示（緊急）ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

(3) 避難誘導

乳幼児など18歳未満の者及び妊産婦は、優先的に避難する。また、要配慮者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

(4) 県及び町の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村 (避難住民受入市町村)	1. 米子市、境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

4 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

5 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況

エ 住民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

6 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

7 モニタリング情報の周知等

(1) モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

8 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

資 料 編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局 鳥取地域センター米子支所	米子市東町124-16	(0859) 22-0111
中国地方整備局	広島県広島市中区八丁堀 6—30 広島 合同庁舎 2 号館	(082) 221-9231
〃 日野川河川事務所	米子市古豊千678	(0859) 27-5484
鳥取地方気象台	鳥取市吉方109	(0857) 29-1312
第八管区海上保安本部美保航空基地	境港市小篠津町2258	(0859) 45-1100

2 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 8 普通科連隊	米子市両三柳2603	(0859) 29-2161

3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理局危機管理政策課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7064
危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7851
危機管理局消防防災課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7062
危機管理局消防防災航空センター	鳥取市湖山町北 4 丁目344— 2	(0857) 38-8119
西部総合事務所 県民局	米子市柁町 1 丁目160番地	(0859) 34-6211
西部総合事務所 県税局	米子市柁町 1 丁目160番地	(0859) 31-9601
西部総合事務所 福祉保健局	米子市東福原 1 丁目 1—45	(0859) 31-9315
西部総合事務所 農林局	米子市柁町 1 丁目160番地	(0859) 31-9657
西部総合事務所 県土整備局	米子市柁町 1 丁目160番地	(0859) 31-9701、2

4 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	(0859) 35-1951
〃 米子消防署伯耆出張所	伯耆町溝口20— 4	(0859) 39-9001

5 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署	日野郡日野町下菅242— 1	(0859) 74-0110
黒坂警察署 大殿警察官駐在所	伯耆町大殿1075—15	(0859) 68-2042

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
黒坂警察署 番原警察官駐在所	伯耆町番原1093—2	(0859) 68-3734
黒坂警察署 溝口警察官駐在所	伯耆町溝口483—1	(0859) 62-1580
黒坂警察署 溝口幹部派出所	伯耆町溝口748—1	(0859) 63-0110

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社中国支社 溝口郵便局	伯耆町溝口424—3	(0859) 62-1000
〃 岸本郵便局	伯耆町吉長23—9	(0859) 68-3000
〃 二部郵便局	伯耆町二部664—2	(0859) 62-7104
〃 八郷郵便局	伯耆町真野1057—1	(0859) 68-2029
〃 金屋谷簡易郵便局	伯耆町金屋谷631	(0859) 62-1158
〃 日光簡易郵便局	伯耆町大滝285	(0859) 63-0324
日本赤十字社鳥取県支部	鳥取市東町1丁目（県庁第2庁舎）	(0857) 22-4466
NHK鳥取放送局	鳥取市寺町100	(0857) 29-9200
西日本高速道路株式会社 （中国支社米子管理事務所）	米子市赤井手962—2	(0859) 27-2181
西日本旅客鉄道株式会社 （JR西日本米子支社）	米子市弥生町2	(0859) 32-0255
西日本電信電話株式会社 （NTT西日本鳥取支店）	鳥取市湯所町2丁目258	(0857) 27-9317
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 （鳥取支店）	鳥取市寺町50	(0857) 21-8211
日本通運株式会社（鳥取支店）	鳥取市湖山町5丁目216	(0857) 28-0202
中国電力株式会社（鳥取支社）	鳥取市新品治町1—2	(0857) 24-2241

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	米子市祇園町2丁目241	(0859) 32-2121
株式会社新日本海新聞社	鳥取市扇町22	(0857) 21-2888
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町四丁目360	(0857) 27-2111
株式会社山陰放送	米子市西福原423	(0859) 33-2111
社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山219—1	(0857) 22-2694
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2—1—1	(0859) 34-5211
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市西川津町721	(0852) 23-3434
株式会社エフエム山陰	松江市殿町383	(0852) 27-5111
社団法人鳥取県医師会	鳥取市戎町317 健康会館内	(0857) 27-5566
社団法人鳥取県エルピーガス協会	鳥取市田園町3—124 鳥取消防会館内	(0857) 22-3319
株式会社中海テレビ放送	鳥取県米子市河崎610	(0859) 29-2211

8 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伯耆町商工会	伯耆町押口92—2	(0859) 62—2174
〃	伯耆町溝口223	(0859) 62—1184
J A鳥取西部 岸本支所	伯耆町吉長104—1	(0859) 68—2211
J A鳥取西部 溝口支所	伯耆町溝口392	(0859) 62—0501
J A鳥取西部 八郷支所	伯耆町久古1038—1	(0859) 68—2030
社団法人鳥取県西部医師会	米子市久米町136	(0859) 34—6251
伯耆町社会福祉協議会	伯耆町大殿1030—1	(0859) 68—3781

○伯耆町防災会議委員一覧

伯耆町防災会議会長

所 属	平成 年 月 日から		備 考
	職 名	氏 名	
伯耆町	町 長		伯耆町防災会議条例第3条2項

伯耆町防災会議委員

所 属	平成 年 月 日から		備 考
	職 名	氏 名	
国土交通省日野川河川事務所	所長		伯耆町防災会議条例第3条5項1号 (指定地方行政機関)
西部総合事務所	県民局長		同条例第3条5項2号 (県職員)
黒坂警察署	署長		同条例第3条5項3号 (町所管の警察署長)
伯耆町	副町長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	総務課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町	福祉課長		同条例第3条5項4号 (町職員)
伯耆町教育委員会	教育長		同条例第3条5項5号 (教育長)
伯耆町消防団	団長		同条例第3条5項6号 (消防団長)
日ノ丸自動車株式会社	米子支店長		同条例第3条5項7号 (指定公共機関又は指定地方公共機関)
伯耆町区長協議会	役員		同条例第3条5項8号 (自主防災組織構成員又は学識経験者)

○伯耆町排水設備指定業者一覧

※町内・郡内・市内順、指定番号順

指定業者数 全61社 平成25年1月1日現在

連番	指定	排 水 設 備 指 定 業 者		電話番号
	番号	住 所	名 称	
伯耆町内				
1	4	西伯郡伯耆町久古1050	有限会社 下村建設	0859 68 2164
2	6	西伯郡伯耆町古市856-1	有限会社 藤原建築工務店	0859 62 0954
3	7	西伯郡伯耆町小林618	オカノ設備	0859 68 3612
4	8	西伯郡伯耆町三部190	松本設備	0859 62 7346
5	13	西伯郡伯耆町大殿608	新建工業 有限会社	0859 68 2890
6	14	西伯郡伯耆町谷川240-1	有限会社 中島工業	0859 62 0908
7	18	西伯郡伯耆町溝口162-1	有限会社 アリオン	0859 62 1135
8	38	西伯郡伯耆町溝口356-1	有限会社 電水	0859 62 0811
9	48	西伯郡伯耆町吉長29-11	ナカダ電通工業	0859 68 3847
10	49	西伯郡伯耆町宇代845-4	有限会社 今井組	0859 62 1535
11	56	西伯郡伯耆町丸山1417	松浦設備	0859 68 2411
西伯郡、日野郡内（南部町、日吉津村、江府町、日野町、日南町）				
1	5	日野郡日野町390-5	宮脇鉄工所	0859 72 1275
2	17	西伯郡日吉津村日吉津25-1	有限会社 シオテック	0859 27 3683
3	21	西伯郡南部町福成3023	株式会社 ティー・エム・エス	0859 66 4455
4	28	西伯郡南部町天万1065-6	有限会社 会見設備	0859 64 2451
5	41	西伯郡日吉津村日吉津194-9	有限会社 ダイワ綱商	0859 27 5019
6	45	西伯郡南部町法勝寺334-1	有限会社 はしもと	0859 66 2021
7	71	日野郡日南町三栄1162-5	有限会社 三森工務店	0859 82 0352
8	73	日野郡江府町江尾47-9	株式会社 コーセン	0859 75 2124
9	88	日野郡日南町湯河344番地 2	有限会社 日南住設	0859 84 0111
10	89	西伯郡南部町福成997番地38	株式会社 清水設備	0859 66 5065
米子市、境港市				
1	2	米子市蚊屋248-1	株式会社 モチダ	0859 27 1651
2	3	米子市彦名町4171	株式会社 向井	0859 29 0830
3	9	米子市吉岡355-1	有限会社 いけもと	0859 21 5922
4	11	米子市皆生5-13-46	株式会社 大山設備	0859 32 8164
5	12	米子市和田町2038-5	曾我工業 株式会社	0859 25 1186
6	15	米子市夜見町2484-3	有限会社 船原設備工業	0859 24 0807
7	16	米子市上福原246-1	有限会社 本田工務店	0859 32 2511
8	19	米子市両三柳4005-1	錦海設備 株式会社	0859 24 0215
9	20	米子市昭和町11	大陽日酸エネルギー中国(株)山陰支店	0859 33 2521

連番	指定番号	排水設備指定業者		電話番号
		住所	名称	
10	24	米子市榎原1452-1	株式会社 三徳興産	0859 26 0508
11	26	米子市淀江町佐陀712-2	株式会社 丸福	0859 56 2821
12	27	米子市錦町2丁目83番地	有限会社 三和水道工業所	0859 22 4914
13	30	米子市彦名町527-2	有限会社 アイシン	0859 29 3222
14	31	米子市吉岡319-15	新生工業	0859 27 2813
15	36	米子市吉谷217	株式会社 ミテック	0859 26 5200
16	37	境港市小篠津町257-1	有限会社 橋本工業所	0859 45 3230
17	39	米子市上後藤7-1-49	有限会社 興陽	0859 29 4587
18	42	米子市西福原9-19-15	株式会社 シンセイ	0859 35 6560
19	43	米子市八幡486番地 1	有限会社 みたこ土建	0859 39 7173
20	47	米子市淀江町西原106-1	株式会社 大丸水機	0859 56 3860
21	54	米子市米原5-1-11	大和設備 株式会社	0859 34 7121
22	55	米子市一部162-2	有限会社 テック	0859 37 1715
23	56	米子市東福原3-8-14	株式会社 中電工 米子営業所	0859 33 3771
24	57	米子市日の出町1-5-20	シンセイ技研 株式会社	0859 35 5866
25	58	米子市奥谷319-31	有限会社 小林設備	0859 26 1038
26	59	米子市両三柳150-3	大幸設備工業有限会社	0859 32 9615
27	61	米子市彦名町5344-1	(株) ゼンシン工業	0859 21 7220
28	62	米子市西福原15-6	山陰冷暖株式会社 米子営業所	0859 22 7468
29	63	米子市二本木920-1	株式会社 曾我設備サービス	0859 37 1230
30	69	米子市車尾3-10-8	有限会社 車尾設備工業	0859 33 0234
31	72	米子市旗ヶ崎2200番地	米子ガス産業 株式会社	0859 33 3431
32	74	米子市皆生温泉4-14-24	株式会社 K R S	0859 39 0711
33	77	米子市福市383-1	有限会社 高広工業	0859 26 5881
34	78	米子市安倍121-4	ケーティー住設有限会社	0859 24 5400
35	81	米子市二本木1009-7	株式会社 松東電機	0859 27 4141
36	83	米子市下郷410	水道屋あきさと	0859 21 3939
37	84	米子市河崎3454	ヤストモ設備	0859 29 1841
38	85	境港市幸神町154	足立燃料有限会社	0859 45 2131
39	86	米子市上福原5-10-6	株式会社 太陽水道工事	0852 22 3204
40	87	米子市三本松二丁目12番 5 号	有限会社 藤井水道工務店	0859 34 1331

○伯耆町水道事業給水指定業者一覧

	名称	住所	電話番号
1	有限会社 アイシン	米子市 彦名町527-2	29-4187
2	株式会社 会見設備	南部町 天万1065番地 6	64-2451
3	有限会社 アクア	米子市 大篠津町779番地 4	25-0871
4	有限会社 アスカ	境港市 誠道町 4 番地	45-4010
5	足立燃料 有限会社	境港市 幸神町154番地	45-2131
6	荒井水道設備工事店	伯耆町 清原875番地	68-2473
7	有限会社 アリオン	伯耆町 溝口162番地 1	62-1135
8	有限会社 植田商会	伯耆町 大殿543番地 2	68-2041
9	浦安工業 株式会社 山陰営業所	米子市 彦名町4562番地 3	24-2547
10	エーアール建築事務所	伯耆町 溝口457番地 3	63-0477
11	有限会社 岡本設備	日野郡 江府町江尾47番地 9	0859-75-2124
12	オカノ設備	伯耆町 小林618	68-3612
13	有限会社 岡本設備	南部町 天万1039番地 6	64-3332
14	奥工業 株式会社	広島県 尾道市高須町897番地 1	0848-46-3807
15	木島設備	伯耆町 谷川932番地 1	62-1778
16	木山建築工務店	日野郡 江府町俣野691番地 1	0859-72-2234
17	錦海設備 株式会社	米子市 両三柳4005番地 1	24-0215
18	有限会社 櫛田建設	伯耆町 大殿1569番地12	68-3905
19	有限会社 車尾設備工業	米子市 車尾 3 丁目10番 8 号	33-0234
20	倉吉管機工業株式会社	倉吉市 福庭町 1 丁目573番地	0858-26-5316
21	有限会社 興陽	米子市 上後藤 7 丁目 1 番49号	29-4587
22	有限会社 小林設備	米子市 奥谷319-31	26-1038
23	斎藤建材店	日野郡 日野町根雨626番地 2	0859-72-1238
24	山陰冷暖株式会社	島根県 出雲市今市840番地 3	0853-21-3415
25	株式会社 三晃空調	大阪府 大阪市北区西天満 3 丁目 13番20号	06-6363-1671
26	有限会社 三和水道工業所	米子市 錦町 2 丁目83番地	22-4914
27	有限会社 シオテック	日吉津村 日吉津村25-1	27-3683
28	株式会社 清水設備	南部町 福成997番地38	0859-66-5065
29	有限会社 下村建設	伯耆町 久古1050番地	68-2164
30	株式会社 シンセイ	米子市 西福原 9 丁目19番15号	35-6560
31	シンセイ技研 株式会社 米子営業所	米子市 日の出町 1 丁目 5 番20号	35-5866
32	新生工業	米子市 吉岡319番地15	27-2813
33	株式会社 諏訪工業	米子市 諏訪344番地 5	
34	セイブ工業 有限会社	米子市 夜見町2802番地 1	29-6931
35	株式会社 ゼンシン工業	米子市 彦名町5344番地 1	21-7220

	名称	住所	電話番号
36	曾我工業 株式会社	米子市 和田町2038番地 5	25-1186
37	株式会社 曾我設備サービス	米子市 二本木920-1	37-1230
38	大幸設備工業 有限会社	米子市 両三柳150番地 3	32-9615
39	株式会社 大山設備	米子市 皆生 5 丁目13番46号	32-8164
40	株式会社 大丸水機	米子市 淀江町西原106番地 1	56-3860
41	株式会社 太陽水道工事	松江市 学園南1-16-6	0852-22-3204
42	太陽日酸エネルギー中国（株）山陰支店	米子市 昭和町11番地	33-2521
43	有限会社 ダイワ網商	日吉津村 日吉津194番地 9	27-5019
44	大和設備 株式会社 米子支店	米子市 米原 5 丁目 1 番11号	34-7121
45	有限会社 高広工業	米子市 福一383番地 1	26-5881
46	株式会社 中国ネオ	広島市 西区庚牛北 2 丁目 6 番 2 8 号	082-507-7210
47	株式会社 中電工 米子営業所	米子市 東福原 3 丁目 8 番地14号	33-3771
48	有限会社 テック	米子市 彦名町4526番地 3	24-2882
49	有限会社 電水	伯耆町 溝口356番地 1	62-0811
50	天満設備	米子市 旗ヶ崎4-7-34	29-2565
51	有限会社 中島工業	伯耆町 谷川240番地 1	62-0908
52	ナカダ電通工業	伯耆町 吉長29番地11	68-3847
53	株式会社 西田電業社	岡山県 真庭市落合町下市瀬1194	0867-52-0243
54	有限会社 はしもと	南部町 法勝寺334-1	66-2021
55	有限会社 斐川水道	島根県 簸川郡斐川町大字直江町 4018番地 2	0853-72-0427
56	有限会社 ヒロ設備工業	米子市 旗ヶ崎2212番地	22-8676
57	有限会社 藤井水道工務店	米子市 三本松 2 丁目12番地 5 号	34-1336
58	有限会社 藤原建築工務店	伯耆町 古市856-1	62-0954
59	有限会社 舩原設備工業	米子市 夜見町2484番地 3	24-0807
60	松浦設備	伯耆町 丸山1417番地	68-2411
61	株式会社 松東電気	米子市 二本木1009番地 7	27-4141
62	株式会社 松本油店	米子市 米原 9 丁目 4 番9号	33-4577
63	松本設備	伯耆町 三部190番地	62-7346
64	株式会社 丸福	米子市 淀江町佐陀721-2	56-2821
65	有限会社 みたこ土建	米子市 八幡486番地 1	39-7173
66	有限会社 三森工務店	日野郡 日南町三栄1162番地 5	0859-82-0352
67	株式会社 ミテック	米子市 吉谷217番地	26-5200
68	美保水道工業 有限会社	境港市 小篠津町495	45-0014
69	宮脇鉄工所	日野郡 日野町本郷20番地 1	0859-72-1098
70	株式会社 向井	米子市 彦名町4171	29-0830

	名称	住所	電話番号
71	株式会社 モチダ	米子市 蚊屋248番地 1	27-1651
72	有限会社 モリスイ	米子市 古市90-1	26-1459
73	有限会社 モロウ水道	大山町 御来屋142-1	54-2227
74	ヤストモ設備	米子市 河崎160	29-1841
75	山口工業	日野郡 江府町江尾1780-9	0859-75-2264
76	山根設備	岡山県 真庭市山久世62番地	0867-44-7780
77	米子ガス産業 株式会社	米子市 旗ヶ崎2200番地	33-3431
78	有限会社 リード	米子市 西福原 8 丁目17番26号	34-9649
79	有限会社 リサイクルテクノ	米子市 両三柳3863番地10	29-0151
80	ワイズ	米子市 新開 7 丁目10-31	33-2462
81	渡辺商会	米子市 吉岡99番地 2	27-4892

○建設業者一覧

名 称	住 所	電話番号	FAX番号	区分
(有)アリオン	伯耆町溝口162の 1	62—1135	62—7488	土木・建築
(有)今井組	伯耆町字代845の 4	62—1535	62—1535	〃
(有)不動	伯耆町三部566— 4	62—7056	62—7056	〃
(有)中島工業	伯耆町谷川240— 1	62—0908	62—0914	〃
(有)本庄木材	伯耆町大坂1419— 2	63—0423	—	建築
(有)藤本組	伯耆町吉長54— 4	68—2821	—	土木・建築
(有)下村建設	伯耆町久古1050	68—2164	—	〃
(株)金田工務店	米子市古豊千225— 1	27—9200	—	建設
(有)藤原建築工務店	伯耆町古市856— 1	62—0954	—	〃

○病院一覧

(平成24年4月1日現在)

1 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡) 病院

地域 区分	病 院 名	病 床 数 (使用許可)					
		一般	療養	感染症	精神 病症	結核 病症	合計
米子市・境港市・西伯郡・日野郡	鳥取大学医学部附属病院	649			42	6	697
	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	250					250
	鳥取県立総合療育センター	75					75
	独立行政法人労働者健康福祉機構	383					383
	博愛病院	247					247
	高島病院	83	36				119
	養和病院		60		230		290
	医療法人勤誠会米子病院				270		270
	皆生病院				70		70
	友紘会皆生温泉病院	42	133				175
	新田外科胃腸科病院	60					60
	錦海リハビリテーション病院	0	48				48
	鳥取県済生会境港総合病院	165	30	4			199
	医療法人元町病院	26	50				76
	南部町国民健康保険西伯病院	49	50		99		198
	米子東病院		95				95
	大山リハビリテーション病院		71		118		189
	日野病院	99	0				99
	日南町国民健康保険日南病院	59	40				99
	伯耆中央病院	0	60				60
	計	2,187	673	4	829	6	3,699

2 町内医院・診療所

名称	所在地	電話番号
武田医院	伯耆町溝口266—3	(0859) 62—1098
田中外科医院	伯耆町吉長58—20	(0859) 68—2888
仲村医院	伯耆町大殿1086	(0859) 68—2123
二部診療所	伯耆町二部1554—4	(0859) 62—7101
飛田医院	伯耆町溝口242	(0859) 62—1023

〔防災施設・資器材等〕

○指定緊急避難場所一覧

地区名	番号	施設名	対象集落	避難場所	
				風水害	地震
八郷地区	1	林ヶ原公民館	林ヶ原	○	○
	2	法人清山農業倉庫	清山		○
	3	清山構造改善センター	清山	○	
	4	口別所公民館	口別所	○	
	5	口別所公民館駐車場	口別所		○
	6	善福寺	久古	○	
	7	善福寺前駐車場	久古		○
	8	番原改善センター	番原	○	○
	9	八郷小学校	真野		○
	10	真野集落駐車場	真野		○
	11	真野構造改善センター	真野	○	
	12	大原構造改善センター	大原	○	○
	13	福原多目的生活共同施設前	福原		○
	14	福原多目的生活共同施設	福原	○	
	15	サン団地公民館	サン団地	○	○
	16	須村公民館	須村	○	○
	17	丸山交流館	丸山	○	○
	18	半川自衛消防車庫横	丸山		○
	19	小林公民館	小林	○	○
	20	藍野公民館	藍野	○	○
	21	大山ガーデンプレイス	ペンション・八郷その他(別荘地等)	○	○
大幡地区	22	上細見公民館前駐車場	上細見		○
	23	瑞応寺	上細見・立岩・木戸口・吉定	○	
	24	立岩公民館	立岩		○
	25	木戸口公民館前駐車場	木戸口		○
	26	吉定遊園地	吉定		○
	27	利便施設用地	伯耆ニュータウン		○
	28	伯耆ニュータウン公民館	伯耆ニュータウン	○	
	29	岸本区公民館前	岸本		○
	30	農村環境改善センター2F	岸本	○	
	31	町立岸本公民館	駅前・押口		○
	32	町立岸本公民館(2F)	駅前・押口	○	
	33	岸本小学校	吉長・遠藤団地		○
	34	岸本小学校(2F以上)	吉長・遠藤・リバー・タウン・遠藤団地	○	
	35	遠藤区公民館	遠藤		○
	36	リバー・タウン公民館	リバー・タウン		○
幡郷地区	37	小野緊急避難駐車場	小野		○
	38	小野構造改善センター	小野	○	
	39	小町集落公民館前広場	小町		○
	40	小町構造改善センター	小町	○	
	41	岸本保健福祉センター	大寺・殿河内 田園町	○	○
	42	大寺公民館	大寺	○	
	43	こしがが丘公民館	こしがが丘	○	○
	44	殿河内公民館(2F)	殿河内	○	
	45	みどり区公民館	みどり	○	○
	46	坂長公民館	坂長	○	
	47	こしき保育所	坂長・スカイタウン大殿		○
	48	普門寺駐車場	坂長		○
	49	佐野川記念碑付近(町道殿河内1号線)	坂長		○
	50	長者原公民館	坂長		○
	51	岩屋谷公民館	岩屋谷	○	○
	52	スカイタウン大庭公民館	スカイタウン大庭	○	

地区名	番号	施設名	対象集落	避難場所	
				風水害	地震
一部地区	53	ふれあい交流会館やまじ	間地	○	○
	54	二部体育館	二部区・福岡・東畑池・西畑池・福島 二部区・福岡・焼杉・上の名・須鎌・藤屋・福島	○	○
	55	焼杉公民館前	焼杉		○
	56	福居消防小屋横空地	上の名		○
	57	須鎌防火水槽前	須鎌		○
	58	藤屋公民館前駐車場	藤屋		○
	59	畑池公民館	東畑池・西畑池	○	○
	60	畑池広場	東畑池・西畑池		○
	61	船越防火水槽前	船越		○
	62	福吉集会所	船越・福吉	○	
	63	福吉ゴミ集積所前	福吉		○
	64	三部一区公民館前	三部一区		○
	65	三部一区公民館	三部一区	○	
	66	不動事務所駐車場	三部一区・三部二区		○
	67	不動倉庫前	三部一区		○
	68	伯耆町文化センター	三部二区・三部佳住		○
	69	伯耆町文化センター2F	三部二区・三部佳住	○	
	70	三部二区公民館前	三部二区		○
	71	三部二区一画広場	三部二区		○
溝口地区	72	古市集落公民館	古市 父原	○ ○	○ ○
	73	交流会館ちちばら	父原		○
	74	中祖公会堂	中祖	○	○
	75	荘一中央十字路	荘一		○
	76	荘中央公民館	荘一	○	
	77	石畑会館	荘二	○	○
	78	荘三区多目的生活協同施設	荘三	○	○
	79	溝口武道館	宇代・貴住・谷川・宮原・白水・根雨原	○	
	80	町立溝口公民館	溝口一・溝口文教区・溝口二・溝口三・溝口四・溝口五	○	
	81	宇代公会堂前駐車場	宇代		○
	82	溝口小学校体育館	溝口一・溝口文教区		○
	83	溝口二区集会所前駐車場	溝口二		○
	84	神奈備ふれあい会館	溝口三		○
	85	第2駐車場(溝口分庁舎横)	溝口三		○
	86	駅前公園	溝口四		○
	87	下村家田	溝口五		○
	88	丸合駐車場	溝口五		○
	89	溝口中学校寄宿舎青雲寮前	貴住		○
	90	谷川公民館	谷川		○
	91	宮原作業場	宮原		○
	92	白水公民館前	白水		○
	93	根雨原公民館	根雨原		○
	94	大倉公民館	大倉	○	○
	95	大原公民館	大原	○	○
	96	大江区公民館	大江		○
	97	上野公民館	上野 大江・上野	○ ○	○ ○
	98	長山多目的活動施設	長山	○	○
	99	特別養護老人ホーム ことぶき	妙見寺	○	○
	100	大平原集会所	大平原	○	
	101	大平原集会所前駐車場	大平原		○
	102	金屋谷公会堂	金屋谷・アイビア・遊久の郷	○	
	103	金屋谷公会堂前	金屋谷・遊久の郷		○
	104	アイノピア管理棟前	アイノピア		○
	105	岩立交流館	岩立	○	○
	106	樹水フィールドステーション	一本松・樹水高原	○	
	107	多目的広場	一本松・樹水高原		○

地区名	番号	施設名	対象集落	避難場所	
				風水害	地震
日光地区	108	籠原公民館	籠原	○	○
	109	栃原集落公民館	栃原	○	○
	110	日光公民館体育館	大瀬	○	○
			末鎌		○
	111	大坂下バス停付近	大坂		○
	112	大坂公民館	大坂	○	
	113	富江公民館前	富江	○	○
	114	福永公民館	福永・ふるさと村	○	○
	115	末鎌公民館	末鎌	○	
	116	添谷農産物加工処理施設	添谷	○	○
	117	大内公民館	大内	○	○

○指定避難所 一覧

地区名	番号	施設名(基本)	施設名(不足の場合)	対象集落	避難場所		住所
					風水害	地震	
八幡地区	1	岸本海洋センター(体育館)	あさひ保育所、八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室	林ヶ原、清山、口別所、久吉、善原、真野、大原	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町大原997番地1
			伯耆町すこやか村町立写真美術館	福原、サン団地、瀬村	○	○	
			大山ガーデンプレイス	丸山、小林、藍野、ペンション、八郷その他(別荘地等)	○	○	
大幡地区	2	八郷小学校体育館	八郷小学校体育館、八郷小学校、八郷小学校特別教室、岸本海洋センター(体育館)	上畑見、立岩、木戸口、吉定、旧吉ニュータウン	○		鳥取県西伯郡伯耆町真野971番地
	3	岸本中学校体育館	岸本武道館、岸本中学校			○	鳥取県西伯郡伯耆町吉長90番地1
	4	農村環境改善センター(2F)	岸本海洋センター(体育館)	岸本	○		鳥取県西伯郡伯耆町大殿48番地13
	5	農村環境改善センター				○	
	6	町立岸本公民館(2F)	岸本海洋センター(体育館)	駅前、押口	○		鳥取県西伯郡伯耆町吉長49番地
	7	町立岸本公民館				○	
	8	岸本小学校(2F以上)	岸本海洋センター(体育館)	吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地	○		鳥取県西伯郡伯耆町吉長78番地2
	9	岸本小学校体育館	岸本小学校			○	
	10	岸本ティサービスセンター		小野、小町	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿1032番地
樺太地区	11	岸本保健福祉センター	こしき保育所	大寺、こしがが丘、殿河内、田園町	○		鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地
	12	こしき保育所		みどり、坂長、岩屋谷、スカイタウン大殿	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町大殿2574番地
二部地区	13	町民二部体育館		間地、二部区、福岡、境杉、上の名、須藤、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部住住	○		鳥取県西伯郡伯耆町二部1617番地
地溝区口				古市、父原、中相、荘一、荘二、荘三、宇代			
二部地区			二部小学校特別教室、二部公民館、文化センター	間地、二部区、福岡、境杉、上の名、須藤、藤屋、福島、東畑池、西畑池、船越、福吉、三部一区、三部二区、三部住住		○	
溝口地区	14	町民溝口体育館	溝口武道館、町立溝口公民館	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五	○		鳥取県西伯郡伯耆町長山275番地
			溝口小学校、町立溝口公民館			○	
	15	溝口武道館		貴住、谷川、宮原、白水、櫻雨原、大倉、大原、大江、上野、長山、妙見寺、大平原、金屋谷、アイル、遊久の郷、岩立	○		鳥取県西伯郡伯耆町長山276番地
			溝口小学校			○	
地日区元	16	樹水フィールドステーション	大山望	一本松、樹水高原	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町大内1069番地50
	17	日光公民館体育館	日光公民館	龍原、杉原、大港、大坂、富江、相永、ふるさと村、東郷、湯谷、大内	○	○	鳥取県西伯郡伯耆町樹原29番地

○避難路一覧

番号	避難路	関係集落
1	上細見 1 号線	上細見
2	上細見 3 号線	上細見
3	上細見三軒茶屋線	上細見
4	立岩林ヶ原線	上細見、立岩、木戸口、林ヶ原
5	立岩小町線	立岩
6	吉定 2 号線	吉定
7	押口吉長線	押口
8	駅前河岡線	吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地
9	遠藤 1 号線	遠藤、リバータウン
10	坂長 1 号線	坂長
11	坂長中央線	坂長
12	総合スポーツ公園 1 号線	林ヶ原、清山、口別所、久古、番原、真野、大原（大原）、福原、サン団地、須村、丸山、小林、藍野、ペンション、上細見、立岩、木戸口、吉定、伯耆ニュータウン
13	真野藍野線	真野
14	久古 5 号線	福原、サン団地
15	岸本大原線	福原、サン団地、須村、伯耆ニュータウン
16	サン団地連絡線	サン団地
17	大原須村線	須村
18	丸山 5 号線	丸山
19	伯耆ニュータウン 1 号線	伯耆ニュータウン
20	大寺14号線	小野、小町
21	曲り田線	小野、小町、大寺、こしが丘
22	こしが丘 1 号線	こしが丘
23	殿河内 2 号線	殿河内
24	殿河内 1 号線	殿河内、スカイタウン大殿
25	坂長 9 号線	みどり、坂長
26	二部線	福岡、焼杉、上の名、須鎌、藤屋、福島、間地、森脇、畑池中央、東畑池、池田、船越、福吉、三部一区、三部二区、古市、父原、中祖、荘一、荘二、荘三、宇代、
27	上ミ野上線	焼杉、上の名
28	須鎌線	須鎌
29	下モ野上線	船越
30	父原・荘線	父原、古市、荘一、荘二、荘三
31	古市線	父原、古市、荘一、荘二、荘三

番号	避難路	関係集落
32	溝口中央線	宇代
33	中学校線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）
34	長山線	宇代、貴住、谷川、宮原、白水、根雨原、溝口一、溝口文教、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大倉、大原（大倉）、大江、上野、大平原、金屋谷、アイノピア、遊久の郷、岩立
35	溝口・谷川線	谷川、宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
36	溝口宮原線	宮原、白水、根雨原
37	大倉線	宮原、白水、根雨原、大倉、大原（大倉）
38	根雨原大坂線	根雨原
39	根雨原 1 号線	根雨原
40	上野線	大江、上野
41	宝殿原線	アイノピア
42	金屋谷・上野線	遊久の郷
43	大坂添谷線	ふるさと村
44	福吉線	船越、福吉
45	三部野線	三部一区
46	東三部 2 号線	三部二区
47	二部三部線	三部二区
48	荘中央線	荘一、荘二、荘三
49	上ミ上野線	大江、上野
50	溝口金屋谷線	大江、上野
51	富江原線	富江
52	福永線	福永、ふるさと村
53	溝口添谷線	添谷

○防疫用資機材保有状況

噴霧機	散粉機	兼用機
2	0	0

○連携備蓄現況一覧

(平成24年 4 月 1 日現在)

共通品目		商品名、規格、仕様等	消費（耐久年限）	数量			備蓄場所等
				単位数量①	単位あたり内容量②	数量①×②	
①保存食（乾パン等）			5 年	448 食	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
②要配慮者用保存食（アルファ米がゆ等）		（伯耆町すこやか村備蓄倉庫:50 食）	5 年	400 食	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
③粉乳・ミルク			3 年	0 缶	0g	0g	
④保存水（ペットボトル）			5 年	900 本	2 リットル	1,800 リットル	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫（耐震性防火水槽（飲用:60m ³ ））
⑤飲料用水用ポリタンク、給水パック（袋）		（水道担当課保管:150 個）	10 年	140 個	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑥哺乳ビン		（備蓄倉庫:8 本） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:8 本）		16 本	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑦トイレットペーパー		（備蓄倉庫:948 ロール） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:16 ロール）		964 ロール	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑧生理用品		（備蓄倉庫:816 個） （旧岸本町役場元庁舎:100 個）		916 個	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑨折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体			11 セット	—		備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
	収集袋及び凝固剤			2,200 袋	—		備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑩毛布		（備蓄倉庫:435 枚） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:400 枚）		835 枚	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑪紙おむつ（大人用）				0 枚	—	—	伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑫紙おむつ（子供用）				0 枚	—	—	
⑬救急医療セット		（備蓄倉庫:19 セット） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:19 セット）		38 セット	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑭懐中電灯（乾電池を含まない）		（備蓄倉庫:72 個） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:46 個）		118 個	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑮ラジオ（乾電池を含まない）		（備蓄倉庫:30 台） （伯耆町すこやか村備蓄倉庫:— 台）		44 台	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費（耐久年限）	数量			備蓄場所等
			単位数量①	単位あたり内容量②	数量①×②	
	倉庫:14 台)					か村備蓄倉庫
⑯乾電池（単1、単3）	(備蓄倉庫:348 本) (伯耆町すこやか村備蓄倉庫:212 本)		560 本	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑰防水シート（グラントシート）	(備蓄倉庫:375 枚) (伯耆町すこやか村備蓄倉庫:266 枚)		641 枚	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫
⑱ロープ（シート張り、救助用）	(備蓄倉庫:20 巻) (伯耆町すこやか村備蓄倉庫:20 巻)		40 巻	—	—	備蓄倉庫, 伯耆町すこやか村備蓄倉庫

○応急給水用資器材保有状況

（平成24年4月1日現在）

保管場所	種別	容量(リットル)	数量	備考
本庁舎倉庫	ポリ容器	18	20	
本庁舎倉庫	ポリ容器	10	50	
分庁舎倉庫	給水車	4000	1	
分庁舎倉庫	給水タンク	1000	1	
分庁舎倉庫	ポリ容器	10	50	

○伯耆町備蓄計画

1. 現状

鳥取県の連携備蓄分のみを備蓄している（資料1）。

備蓄場所については、岸本地域が伯耆町すこやか村（須村）、溝口地域が備蓄倉庫（長山）のそれぞれ1箇所となっている。

【鳥取県連携備蓄の考え方】

（1）対象人数

避難人口を住民の20%と想定し、相互応援を前提に当該市町村でその3分の1を対象としている。

（2）備蓄対象数量

1日分（3日分の1／3）

2. 今後の整備計画

（1）備蓄場所

災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄を進める。分散先としては、風水害の指定避難所の中から選定した。

【選定方法】

現在の備蓄場所を拠点とし、以下の2点を基準に選定

- ① 拠点から遠距離となる指定避難所（←輸送を最小限に抑える）
- ② 2階以上を避難所として使用する指定避難所（←一時的な孤立に対応する）

（2）備蓄品目及び数量

備蓄拠点となる伯耆町すこやか村（須村）と備蓄倉庫については、現状のとおり県の連携備蓄分を備蓄する（ただし、それぞれの保管数量については現状では偏りがあるので、均等になるよう調整を図る）。

分散備蓄分については、必要な品目数量の基準を以下のとおりとし、必要なセット数を各分散備蓄先へ割り振る。

保管場所については、施設内を原則とする。

追加備蓄品の基準(1セット)

項目	品目	数量	単位
【食糧】			
保存食	アルファ米	50	食
	乾パン	50	食
保存水	水(2リットル)	54	本
【物品】			
毛布	毛布	50	枚
医療品	救急医療セット	1	個

(番外) 応急対応用品(二部地区・日光地区のみ)

防水シート	ブルーシート(5.4*5.4)	20	枚
ロープ	ロープ	1	巻

※保管先、数量一覧 ⇒ 別紙1

※整備後の備蓄品目・数量一覧 ⇒ 別紙2

○避難所における非常用電源及び照明整備計画

1. 現 状

現在、町が保有している発電機及び投光器については次のとおりです（消防団関係を除く）。

発電機（インバーター）：7台

投光器（ハロゲン・500w×2）：7台

※保管場所はいずれも伯耆町すこやか村備蓄倉庫

※このうち、それぞれ5台は町内団体等へ貸出を実施中

2. 今後の配備計画

必要数量を見込んだうえで、旧村単位を基本に保管先を分散化する。

なお、新規に購入する照明については、300W程度の照度を確保するものと、指定避難場所停電時の室内でも対応できるよう、明るすぎない40W程度の照度を確保する機材の2種類を配備する。

発電機：従前どおり（カタログ参照）

投光器①：照度【大】⇒ハロゲン投光器（300W程度）（カタログ参照）

投光器②：照度【小】⇒蛍光管投光器（40W程度）（カタログ参照）

3. 配置案

以下のとおり配置し、保管については各公民館等を基本とし、平常時も利用してもらうことで、メンテナンスを兼ねる。

地区	保管場所	数 量			備 考
		発電機	投光器①	投光器②	
八郷	岸本海洋センター	2	2	2	既存分を使用
大幡 幡郷	岸本公民館	2	2	2	既存分を使用
二部	二部公民館	2	2	2	新規購入
溝口	溝口公民館	2	2	2	新規購入
日光	日光公民館	1	1	1	新規購入
全域	伯耆町すこやか村 備蓄倉庫	3	3	3	貸出用（3台）

〔土砂災害危険箇所〕

○地すべり危険箇所

1 農林水産省関係

整理番号	箇所名	都市	町村	大字	面積 (ha)	指定地	施工状況	人家戸数
123	焼 杉	日野郡	溝口町	焼杉	17.10	○	H9完了	6

2 国土交通省関係

箇所名	河川名			所在地			保全対象			備考
	水系名	幹川名	溪流名	郡・市	町・村	大字	人家戸数	公共施設等		
								種類	数	
大坂	日野川	白水川	白水川	西伯郡	伯耆町 (溝口町)	大坂	21	公民館	1	

○山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	真野	墓ノ上	3	0	町
C	無	真野	前谷	5	0	町
C	一部概成	真野	井出谷	4	0	町
C	無	上細見	下屋敷	7	0	町
C	一部概成	小野	川平	0	0	
B	一部概成	金廻	家ノ上内	0	1	町
B	一部概成	小町	宮ノ峰	12	0	町
B	無	坂長	ワタチ	0	1	そ
C	概成	小町	前田下	6	0	町
C	無	丸山	カミハラ	0	0	県
A	一部概成	上野	ツキキ	10	1	町
C	無	大内	カミワラビラ	2	0	町
B	無	富江	ムコウヤシノ二	12	0	町
B	無	長山	マツカナル	7	2	町
C	無	谷川	ヤクラ	1	0	
B	無	宮原	ジョウジメ	14	0	町
B	無	白水	シモカヅ	6	1	町
B	無	大坂	ウエノヤマ	6	0	県
B	無	大滝	ラントビラ	6	1	県
A	無	栃原	ウエノヤマ	20	1	町
C	無	根雨原	オマツ	3	0	町
C	無	荘	ハヤシダシ	2	0	町
B	無	古市	シタギ	1	1	町
B	未成	宇代	トウキワ	10	0	県
B	概成	古市	山根田平ノ二	8	0	町
C	無	古市	山根田平ノ三	5	0	県
C	一部概成	古市	フキノイ	3	0	県
C	一部概成	父原	向田下モ	3	0	県
C	無	三部	コウジンダニノ二	4	0	町
B	一部概成	福島	コジヤマ	10	0	町

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	二部	フクゾノチ	4	0	町
B	無	二部	ヒガシヤシキ	1	2	町
C	無	二部	ヒラタノイ	3	0	県
C	無	二部	ニシテサリ	3	0	県
C	一部概成	福居	家ノ上エ	1	0	町
B	無	畑池	タラアタニ	2	1	そ
C	無	畑池	ヒガシカヤ	1	0	町
C	無	畑池	トイカハラ	1	0	町
C	無	畑池	マルヤマ	4	0	町
C	無	畑池	トイマリ	2	0	町
C	概成	福岡	トイマリ	6	0	町
B	概成	福岡	カヒラ	0	1	県
C	一部概成	福岡	タハシ	1	0	県
C	無	福岡	タラカタニイ	7	0	県
C	無	福岡	ナルハヤシ	3	0	県
B	無	畑池	イシグロ	2	1	そ
C	無	福岡	テノヒラ	3	0	町
C	無	金屋谷	アケノダシ	0	0	町
C	無	三部	オカヒラニ	3	0	町
C	無	根雨原	シモヨウコ	0	0	県
C	無	白水	ハラサカヒラ	0	0	県
B	無	大坂	タカノ	1	0	県
B	無	大坂	ミヤマ	1	0	県
C	無	大坂	ウマタニ	0	0	県
C	無	大坂	ウシロタニイシタ	0	0	県
C	無	大坂	シモアサ	0	0	県
C	無	金屋谷	カミハラヤシナカミ	0	0	県
C	無	岩立	テラオ	1	0	県
C	無	金屋谷	ツカノカミ	0	0	県
C	無	金屋谷	ホウデンバラ	0	0	県
C	無	金屋谷	マズミバラ	4	0	県
C	無	二部	マシヤマ	1	0	県
C	無	福岡	イチノカイマ	0	0	県
C	無	長山	ウシロクチヤマ	1	0	町
C	無	荘	ツツミカミ	2	0	町
C	無	三部	コウジンダニイ	3	0	
C	無	金屋谷	マズミバラ	4	0	町
C	無	大内	マツカタキ	0	0	県

○崩壊土砂流出危険地区一覧

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		公共施設等		
			大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
B	41	概成	上細見	星ノ宮	16	1	町
C	105	概成	吉定	草田	7	0	町
C	42	一部概成	小林	水無原	0	0	町
B	18	一部概成	丸山	中祖	8	1	県
B	52	一部概成	丸山	上ノ原	35	0	林
B	98	無	丸山	シモハカリ	0	1	
B	5	一部概成	谷川	ヤクヨウガイ	52	2	町
A	11	無	谷川	矢倉	51	1	町
A	94	無	谷川	寺垣内	39	1	町
A	59	無	宮原	夏火谷	17	0	町
C	3	概成	大坂	深山	0	0	県

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		公共施設等		
			大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
C	10	概成	大坂	馬谷	0	0	県
B	130	一部概成	父原	貝塚平	7	0	町
C	20	無	船越	御立山尻	2	0	町
C	98	一部概成	福居	鉦原空	3	0	町
C	80	無	二部	水谷	0	0	県
C	69	一部概成	畑地	豊ヶ谷	5	0	県
C	10	一部概成	福岡	家の奥東平ノ一	4	0	県
A	64	概成	福岡	水の小尻南平	6	0	県
C	100	無	福岡	鍛谷尻	1	0	県
C	7	一部概成	福岡	松ヶ谷	3	0	町
B	109	無	福岡	三三畑	1	0	町
C	135	一部概成	大内	マヌスバハラニ	0	0	県
C	141	一部概成	大内	アシタニ	0	0	県
C	202	無	二部	タロヤマ	1	0	林
C	229	無	船越	カハシカヤニ	1	0	町
B	4	概成	福島	ニウトウカニノサシ	12	0	県
B	30	無	富江	ムコウヤシニ	14	0	町
C	3	一部概成	金屋谷	段の原の二	0	0	町
C	26	一部概成	福岡	向田	3	0	町
C	41	無	宇代	ウシロタニ	1	0	県
C	33	無	福居	オオザル	2	0	県
C	7	無	二部	キタニノイ	2	0	町
C	20	無	二部	フクノイ	2	0	県
C	21	無	福居	ヤシツラ	2	0	県
C	4	無	福岡	スゲザワ	6	0	県
C	12	無	福岡	カナクジリミナミ	1	0	県
C	12	無	福居	フロノウエ	3	0	町
C	27	無	根雨原	トチニカゲ	1	0	町
B	19	無	谷川	タカバヤシミナミ	37	1	町
C	18	無	福岡	シモタ	1	0	県
C	270	無	畑池	ハチロヘエタニ	2	0	町
B	7	無	白水	シモカイ	8	0	県
C	121	無	福岡	ツツミカニ	4	0	県
B	11	無	福岡	キタバヤシオカ	1	1	県
B	15	無	福岡	アセタカエノウエ	5	0	町
C	29	無	福岡	コザラタニカミ	7	0	県
C	38	無	福岡	ナルバヤシ	4	0	県
C	26	無	福居	アナガタワカ	2	0	県
C	70	無	福岡	アシタニ	1	0	県
C	62	無	福岡	テノヒラ	0	0	町
C	87	無	根雨原	トウサカ	6	0	町
C	59	無	福岡	コウタニヤマガミシタ	2	0	県
C	15	無	福岡	ブツタニノフシ	3	0	県
B	6	無	長山	フルテラ	2	1	町

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
937	半川	丸山	半川	9			I
938	大原	大原		8			I
939	真野	真野		8			I
940	口別所	口別所		5			I
941	小町北	小町		13			I

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
942	小町南	小町		7	小町公民館	1	I
943	上細見南	上細見		10	配水池	1	I
944	上細見	上細見		5			I
945	坂長上	坂長		6			I
946	坂長下	坂長		10			I
947	大寺	大寺		24	大寺公民館	1	I
1170	清山	清山		9	清山公民館	1	I
1453	田園町	田園町		11	田園町公民館	1	I
50	金廻	金廻		0	新幡郷発電所	1	I
51	久古	久古		0	久古公民館	1	I
3015	大殿	大殿	大殿	4			II
3016	丸山	丸山		1			II
3017	丸山 2	丸山		1			II
2013	大殿 2	大殿	大殿	4			II
1037	福岡	福岡			小学校	1	I
1038	福居	福居	谷口	5			I
1039	二部	二部		8	駐在所	1	I
1040	福島	福島		10	集会所	1	I
1041	船越	船越	新次郎田	11	集会所	1	I
1043	古市	古市		9			I
1044	大坂	大坂		8			I
1045	大滝	大滝		11	郵便局, 公民館	2	I
1046	岩立	岩立		16			I
1047	添谷	添谷		13			I
1048	末鎌	福兼	末鎌	7			I
1049	大倉	大倉		11	集会所	1	I
1050	貴住	貴住		17	中学校, 公民館	2	I
1051	上野	上野		5	公民館	1	I
1190	上の名	上の名		3	公民館	1	I
1191	二部 2	二部		8	小学校, 老人福祉施設	2	I
1192	三部	三部		5	文化センター	1	I
1526	福岡 2	福岡	柱ヶ谷	6	集会所	1	I
1527	福岡 3	福岡	下代	6	公民館	1	I
1528	一ノ段	一ノ段	一ノ段	5			I
1529	長山	長山	長山	8			I
1530	宮原	宮原	宮原	3	公民館	1	I
1531	大原	大原	大原	6			I
1532	根雨原	根雨原	根雨原	8	公民館	1	I
1533	白水	白水	白水	6			I
1534	荘	荘	荘		発電所	1	I
1535	大内	大内	大内	5			I
1536	福吉	福吉	福吉	6	公民館	1	I
1537	福岡 4	福岡	郷原	5			I
1538	福岡 5	福岡	東畑池	5			I
人工 64	三部	三部	白山の二	25	老人福祉施設	1	I
人工 65	貴住 2	貴住		15			I
人工 66	富江	富江	富江	5	集会所	1	I
人工 67	栃原	栃原	栃原	7			I
人工 68	宇代	宇代	宇代	3	鬼の館, 鬼ミュージアム	2	I
3523	岩立	岩立	岩立	4			II
3524	宝殿	宝殿	宝殿	3			II
3525	谷川	谷川	谷川	1			II
3526	宇代 2	宇代	宇代	2			II
3527	宇代 3	宇代	宇代	1			II
3528	宮原 2	宮原	宮原	4			II

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
3529	古市 2	古市	古市	1			Ⅱ
3530	富江 2	富江	富江	1			Ⅱ
3531	大坂 2	大坂	大坂	1			Ⅱ
3532	福居 2	福居	藤屋	1			Ⅱ
3533	福居 3	福居	藤屋	1			Ⅱ
3534	福居 4	福居	藤屋	3			Ⅱ
3535	福居 5	福居	藤屋	1			Ⅱ
3536	福居 6	福居	須鎌	3			Ⅱ
3537	福居 7	福居	須鎌	1			Ⅱ
3538	福居 8	福居	上ノ名	1			Ⅱ
3539	三部 2	三部	三部	3			Ⅱ
3540	船越	船越	船越	3			Ⅱ
3541	船越 2	船越	船越	1			Ⅱ
3542	船越 3	船越	船越	1			Ⅱ
3543	福島 2	福島	福島	2			Ⅱ
3544	父原	父原	父原	2			Ⅱ
3545	父原 2	父原	父原	3			Ⅱ
3546	父原 3	父原	父原	2			Ⅱ
3547	荘 2	荘	荘	1			Ⅱ
3548	根雨原 2	根雨原	根雨原	1			Ⅱ
3549	焼杉	焼杉	焼杉	1			Ⅱ
3550	焼杉 2	焼杉	焼杉	1			Ⅱ
3551	焼杉 3	焼杉	焼杉	2			Ⅱ
3552	福岡 6	福岡	郷原	2			Ⅱ
3553	福岡 7	福岡	池田	2			Ⅱ
3554	福岡 8	福岡	東畑池	2			Ⅱ
3555	福岡 9	福岡	東畑池	1			Ⅱ
3556	福岡 10	福岡	上谷	3			Ⅱ
3557	福岡 11	福岡	上谷	1			Ⅱ
3558	福岡 12	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
3559	福岡 13	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
3560	福岡 14	福岡	貝市	1			Ⅱ
3561	福岡 15	福岡	仲倉	1			Ⅱ
3562	福岡 16	福岡	畦高	3			Ⅱ
3563	福岡 17	福岡	畦高	1			Ⅱ
3564	福岡 18	福岡	畦高	2			Ⅱ
3565	福岡 19	福岡	上鉦	2			Ⅱ
3566	福岡 20	福岡	上鉦	1			Ⅱ
3567	畑池	畑池	李田	2			Ⅱ
3568	畑池 2	畑池	森脇	3			Ⅱ
3569	畑池 3	畑池	谷中	1			Ⅱ
3570	畑池 4	畑池	谷中	1			Ⅱ
3571	二部 3	二部	間地	3			Ⅱ
3572	二部 4	二部	間地	2			Ⅱ
3573	大内 2	大内	大内	2			Ⅱ
3574	白水 2	白水	白水	3			Ⅱ
3575	三部 3	三部		3			Ⅱ
3576	宇代 4	宇代	宇代	2			Ⅱ
3577	白水 3	白水	白水	1			Ⅱ
人工 2048	大滝 2	大滝	大滝	3			Ⅱ
人工 2049	根雨原 3	根雨原	根雨原	3			Ⅱ
人工 2050	福岡 21	福岡	郷原	1			Ⅱ
人工 2051	福岡 22	福岡	柱ヶ谷	1			Ⅱ
人工 2052	福岡 23	福岡	上代	1			Ⅱ
人工 2053	福岡 24	福岡	上代	2			Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
4302	田園	大殿	田園				Ⅲ
4303	大原 2	大原					Ⅲ
4304	口別所 2	口別所					Ⅲ
4305	清山 2	清山					Ⅲ
4306	小野	小野					Ⅲ
4307	小野 2	小野					Ⅲ

○土石流危険渓流一覧

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
				大字	人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
1-3-30-1	日野川	高塚川	高塚川	小町	11	小町農業構造改善センター	1	I
1-3-30-2	日野川	日野川	宮の谷川	上細見	11			I
1-3-30-3	日野川	日野川	上細見川	上細見	9			I
2-27-30-6	佐陀川	佐陀川	上楨原川	半川	8	半川公会堂	1	I
1-3-39-4	日野川	日野川	長山下谷川	長山	4	町民体育館	1	I
1-3-39-5	日野川	日野川	菖浦谷川	長山	4	町民体育館	1	I
1-3-39-6	日野川	日野川	貴住支川 1	貴住	0	中学校	1	I
1-3-39-7	日野川	日野川	貴住支川 2	貴住	17	公民館	1	I
1-3-39-8	日野川	日野川	岩の口谷川	谷川	7			I
1-3-39-9	日野川	日野川	谷川川	谷川	14	公民館	1	I
1-3-39-10	日野川	日野川	うつし谷川	谷川	29	公民館	1	I
1-3-39-11	日野川	日野川	宮原川	宮原	17	公民館	1	I
1-3-39-12	日野川	日野川	宮原谷川	宮原	16			I
1-3-39-13	日野川	日野川	大原川	白水	11	公民館	1	I
1-3-39-14	日野川	根雨原川	奥山川	根雨原	6			I
1-3-39-15	日野川	日野川	宇代大谷川	宇代	21			I
1-3-39-16	日野川	日野川	谷山川	荘	10	寺院, 公民館	2	I
1-3-39-17	日野川	日野川	荘支川	荘	5	寺院, 公民館	2	I
1-3-39-18	日野川	野上川	父原谷川	父原	15	交流会館	1	I
1-3-39-19	日野川	野上川	沢の谷川	三部	19	老人福祉施設文化センター	2	I
1-3-39-20	日野川	野上川	勘部川	三部	14	老人福祉施設	1	I
1-3-39-21	日野川	野上川	畑谷川	三部	9	寺院	1	I
1-3-39-22	日野川	野上川	懸橋川	船越	5			I
1-3-39-23	日野川	野上川	江戸谷川	船越	2	集会所	1	I
1-3-39-24	日野川	野上川	武王谷川	福島	5			I
1-3-39-25	日野川	野上川	入道谷川	福島	8	集会所	1	I
1-3-39-26	日野川	野上川	藤屋川	福吉	5			I
1-3-39-27	日野川	野上川	二部大谷川	二部	10	公民館, 会館	2	I
1-3-39-28	日野川	野上川	二部小谷川	二部	0	小学校	1	I
1-3-39-29	日野川	間地川	間地川	二部間地	18	公民館	1	I
1-3-39-30	日野川	藤屋川	須鎌川	藤屋	11	公民館	1	I
1-3-39-32	日野川	野上川	杢田川	畑地杢田	8			I
1-3-39-33	日野川	野上川	谷中川	畑地東畑地	6			I
1-3-39-34	日野川	野上川	池田川	畑地池田	8			I
1-3-39-35	日野川	野上川	下代小谷川	福岡	0	公民館	1	I
1-3-39-36	日野川	野上川	家の奥谷川	福岡郷原	5			I
1-3-39-37	日野川	野上川	下代川	福岡	8	公民館	1	I
1-3-39-38	日野川	野上川	上谷川	福岡	7	公民館	1	I
1-3-39-39	日野川	野上川	田の奥谷川	福岡	5			I
1-3-39-40	日野川	野上川	間賀川	上代	5			I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
				大字	人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
1-3-39-41	日野川	野上川	上代大谷川	上代	5			I
1-3-39-43	日野川	野上川	長龍寺谷	三部	4	公民館	1	I
1-3-39-44	日野川	野上川	二部支川 1	二部	6			I
1-3-39-45	日野川	藤屋川	須鎌川右支川 1	藤屋	3	公民館	1	I
1-3-39-46	日野川	野上川	森脇川	畑池中央	5			I
1-3-39-47	日野川	野上川	前田川	畑池中央	5			I
1-3-39-48	日野川	野上川	三部支川	三部	11	集会所	1	I
1-3-39-49	日野川	野上川	畑地支川	畑地	3	公民館	1	I
1-3-39-201	日野川	大江川	谷坂川	大内	8	公民館	1	I
1-3-39-202	日野川	大江川	臼ヶ土谷川	大倉	1	集会所	1	I
1-3-39-203	日野川	白水川	泉川支溪	栃原	10			I
1-3-39-2	日野川	日野川	足谷川	谷川	3			II
1-3-39-4	日野川	根雨原川	日野手谷川	根雨原	2			II
1-3-39-5	日野川	根雨原川	根雨原支川 1	根雨原	2			II
1-3-39-6	日野川	根雨原川	根雨原支川 2	根雨原	2			II
1-3-39-7	日野川	日野川	宇代支川	宇代	2			II
1-3-39-8	日野川	野上川	父原支川	父原	1			II
1-3-39-9	日野川	野上川	二部支川 2	二部	1			II
1-3-39-11	日野川	野上川	二部支川 3	二部	2			II
1-3-39-12	日野川	野上川	二部支川 4	二部	2			II
1-3-39-14	日野川	間地川	間地川右支川 1	二部	2			II
1-3-39-15	日野川	間地川	間地川右支川 2	二部	1			II
1-3-39-17	日野川	藤屋川	須鎌川左支川	藤屋	1			II
1-3-39-18	日野川	藤屋川	須鎌川右支川 2	須鎌	2			II
1-3-39-20	日野川	藤屋川	藤屋川左支川 1	焼杉	1			II
1-3-39-21	日野川	藤屋川	藤屋川左支川 2	焼杉	3			II
1-3-39-24	日野川	野上川	東畑地支川	畑池東畑地	1			II
1-3-39-25	日野川	谷中川	谷中川右支川	谷中	1			II
1-3-39-26	日野川	野上川	福岡郷原支川 1	福岡郷原	2			II
1-3-39-27	日野川	野上川	福岡郷原支川 2	福岡郷原	3			II
1-3-39-28	日野川	野上川	福岡郷原支川 3	福岡郷原	3			II
1-3-39-29	日野川	野上川	福岡支川 1	福岡	1			II
1-3-39-30	日野川	野上川	福岡支川 2	福岡	3			II
1-3-39-31	日野川	野上川	長井谷川	福岡	3			II
1-3-39-32	日野川	野上川	福岡支川 3	福岡	2			II
1-3-39-33	日野川	野上川	福岡支川 4	福岡	2			II
1-3-39-34	日野川	野上川	福岡支川 5	福岡	1			II
1-3-39-35	日野川	野上川	上代支川 1	上代	1			II
1-3-39-36	日野川	野上川	上代支川 2	上代	4			II
1-3-39-37	日野川	野上川	上代支川 3	上代	2			II
1-3-39-38	日野川	野上川	上代支川 4	上代	1			II
1-3-39-39	日野川	野上川	福岡支川 6	福岡	1			II
1-3-39-40	日野川	野上川	上代支川 5	上代	1			II
1-3-39-41	日野川	野上川	上代支川 6	上代	3			II
1-3-39-42	日野川	藤屋川	東谷川	焼杉	3			II
1-3-39-43	日野川	野上川	宇谷川	上代	2			II
1-3-39-44	日野川	藤屋川	藤屋川左支川 3	畑地	1			II
1-3-39-201	日野川	白水川	白水川右支溪	大坂	1			II
1-3-39-202	日野川	白水川	白水川右支溪	大坂	1			II

○土砂災害警戒区域指定箇所一覧

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	大坂	I-1044	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大坂 2	II-3531	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	白水川右支溪 1	II-1-3-39-201	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	白水川右支溪 2	II-1-3-39-202	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大滝	I-1045	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大滝 2 地区	II-人工 2048	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	岩立	I-1046	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	岩立	II-3523	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	添谷	I-1047	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	末鎌	I-1048	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大倉	I-1049	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	臼ヶ土谷川	I-1-3-39-202	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	貴住	I-1050	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	貴住 2 地区	I-人工 60	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	貴住支川 1	I-1-3-39-6	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	貴住支川 2	I-1-3-39-7	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	上野	I-1051	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	一ノ段	I-1528	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	長山	I-1529	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	長山下谷川	I-1-3-39-4	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	菖浦谷川	I-1-3-39-5	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	宮原	I-1530	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	宮原 2 地区	II-3528	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	宮原川	I-1-3-39-11	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	宮原谷川	I-1-3-39-12	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大原	I-1531	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	根雨原	I-1532	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	根雨原 2 地区	II-3548	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	根雨原 3 地区	II-人工 2049	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	奥山川	I-1-3-39-14	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	日野手谷川	II-1-3-39-4	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	根雨原支川 1	II-1-3-39-5	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	根雨原支川 2	II-1-3-39-6	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	白水	I-1533	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	白水 2	II-3574	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	白水 3	II-3577	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	大原川	I-1-3-39-13	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大内	I-1535	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	大内 2	II-3573	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	谷坂川	I-1-3-39-201	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	富江	I-人工 61	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	富江 2 地区	II-3530	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	栃原	I-人工 62	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	泉川支溪	I-1-3-39-203	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	宝殿	II-3524	平成 18 年 3 月 28 日
急傾斜地の崩壊	谷川	II-3525	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	岩の口谷川	I-1-3-39-8	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	谷川川	I-1-3-39-9	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	うつし谷川	I-1-3-39-10	平成 18 年 3 月 28 日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	足立川	Ⅱ-1-3-39-2	平成 18 年 3 月 28 日
土石流	宮の谷川	I-1-3-30-2	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上細見川	I-1-3-30-3	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	宇代大谷川	I-1-3-39-15	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	谷山川	I-1-3-39-16	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	荘支川	I-1-3-39-17	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	父原谷川	I-1-3-39-18	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	沢の谷川	I-1-3-39-19	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	勘部川	I-1-3-39-20	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	畑谷川	I-1-3-39-21	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	懸橋川	I-1-3-39-22	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	江戸谷川	I-1-3-39-23	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	武王谷川	I-1-3-39-24	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	入道谷川	I-1-3-39-25	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	藤屋川	I-1-3-39-26	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	二部大谷川	I-1-3-39-27	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	小谷川	I-1-3-39-28	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	間地川	I-1-3-39-29	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	須鎌川	I-1-3-39-30	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	杳田川	I-1-3-39-32	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	谷中川	I-1-3-39-33	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	池田川	I-1-3-39-34	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	下代小谷川	I-1-3-39-35	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	家の奥谷川	I-1-3-39-36	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	下代川	I-1-3-39-37	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上谷川	I-1-3-39-38	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	田の奥谷川	I-1-3-39-39	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	間賀川	I-1-3-39-40	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代大谷川	I-1-3-39-41	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	長龍寺谷	I-1-3-39-43	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	二部支川 1	I-1-3-39-44	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	須鎌川右支川 1	I-1-3-39-45	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	森脇川	I-1-3-39-46	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	前田川	I-1-3-39-47	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	三部支川	I-1-3-39-48	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	藤屋川左支川 3	I-1-3-39-49	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	宇代支川	Ⅱ-1-3-39-7	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	父原支川	Ⅱ-1-3-39-8	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	二部支川 2	Ⅱ-1-3-39-9	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	二部支川 3	Ⅱ-1-3-39-11	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	二部支川 4	Ⅱ-1-3-39-12	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	間地川右支川 1	Ⅱ-1-3-39-14	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	間地川右支川 2	Ⅱ-1-3-39-15	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	須鎌川左支川	Ⅱ-1-3-39-17	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	須鎌川右支川 2	Ⅱ-1-3-39-18	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	藤屋川左支川 1	Ⅱ-1-3-39-20	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	藤屋川左支川 2	Ⅱ-1-3-39-21	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	東畑地支川	Ⅱ-1-3-39-24	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	谷中川右支川	Ⅱ-1-3-39-25	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡郷原支川 1	Ⅱ-1-3-39-26	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡郷原支川 2	Ⅱ-1-3-39-27	平成 20 年 3 月 11 日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
土石流	福岡郷原支川 3	Ⅱ-1-3-39-28	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 1	Ⅱ-1-3-39-29	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 2	Ⅱ-1-3-39-30	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	長井谷川	Ⅱ-1-3-39-31	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 3	Ⅱ-1-3-39-32	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 4	Ⅱ-1-3-39-33	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 5	Ⅱ-1-3-39-34	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 1	Ⅱ-1-3-39-35	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 2	Ⅱ-1-3-39-36	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 3	Ⅱ-1-3-39-37	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 4	Ⅱ-1-3-39-38	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	福岡支川 6	Ⅱ-1-3-39-39	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 5	Ⅱ-1-3-39-40	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	上代支川 6	Ⅱ-1-3-39-41	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	東谷川	Ⅱ-1-3-39-42	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	宇谷川	Ⅱ-1-3-39-43	平成 20 年 3 月 11 日
土石流	畑地支川	Ⅱ-1-3-39-44	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	半川地区	I-937	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	大原地区	I-938	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	真野地区	I-939	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	口別所地区	I-940	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	小町北地区	I-941	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	小町南地区	I-942	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	上細見南地区	I-943	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	上細見区	I-944	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	坂長上地区	I-945	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	坂長下地区	I-946	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	大寺地区	I-947	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡地区	I-1037	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居地区	I-1038	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	二部地区	I-1039	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福島地区	I-1040	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	船越地区	I-1041	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I-1042	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	古市地区	I-1043	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	清山地区	I-1170	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	上の名地区	I-1190	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	二部 2 地区	I-1191	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	三部地区	I-1192	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	田園町地区	I-1453	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 2 地区	I-1526	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 3 地区	I-1527	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	荘地区	I-1534	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福吉地区	I-1536	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 4 地区	I-1537	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 5 地区	I-1538	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	金廻地区	I-人工 50	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	久古地区	I-人工 51	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	宇代地区	I-人工 62	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	大殿地区	Ⅱ-3015	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	丸山地区	Ⅱ-3016	平成 20 年 3 月 11 日

発生原因となる 自然現象の種類	区域の名称	箇所番号	指定の日
急傾斜地の崩壊	丸山 2 地区	Ⅱ-3017	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	宇代 2 地区	Ⅱ-3526	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	宇代 3 地区	Ⅱ-3527	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	古市 2 地区	Ⅱ-3529	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 2 地区	Ⅱ-3532	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 3 地区	Ⅱ-3533	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 4 地区	Ⅱ-3534	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 5 地区	Ⅱ-3535	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 6 地区	Ⅱ-3536	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 7 地区	Ⅱ-3537	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福居 8 地区	Ⅱ-3538	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	三部 2 地区	Ⅱ-3539	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	船越地区	Ⅱ-3540	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	船越 2 地区	Ⅱ-3541	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	船越 3 地区	Ⅱ-3542	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福島 2 地区	Ⅱ-3543	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	父原地区	Ⅱ-3544	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	父原 2 地区	Ⅱ-3545	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	父原 3 地区	Ⅱ-3546	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	荘 2 地区	Ⅱ-3547	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	焼杉地区	Ⅱ-3549	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	焼杉 2 地区	Ⅱ-3550	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	焼杉 3 地区	Ⅱ-3551	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 6 地区	Ⅱ-3552	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 7 地区	Ⅱ-3553	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 8 地区	Ⅱ-3554	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 9 地区	Ⅱ-3555	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 10 地区	Ⅱ-3556	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 11 地区	Ⅱ-3557	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 12 地区	Ⅱ-3558	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 13 地区	Ⅱ-3559	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 14 地区	Ⅱ-3560	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 15 地区	Ⅱ-3561	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 16 地区	Ⅱ-3562	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 17 地区	Ⅱ-3563	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 18 地区	Ⅱ-3564	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 19 地区	Ⅱ-3565	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	畑池地区	Ⅱ-3567	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	畑池 2 地区	Ⅱ-3568	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	畑池 3 地区	Ⅱ-3569	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	畑池 4 地区	Ⅱ-3570	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	二部 3 地区	Ⅱ-3571	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	二部 4 地区	Ⅱ-3572	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	三部 3 地区	Ⅱ-3575	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	宇代 4 地区	Ⅱ-3576	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	大殿二地区	Ⅱ-人工 2013	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 21 地区	Ⅱ-人工 2049	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 22 地区	Ⅱ-人工 2050	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 23 地区	Ⅱ-人工 2051	平成 20 年 3 月 11 日
急傾斜地の崩壊	福岡 24 地区	Ⅱ-人工 2052	平成 20 年 3 月 11 日

○雪崩危険箇所一覧

箇所名	所在地		保全対象		
	町・村	大字	人家 戸数	公共施設等	
				種類	数
大寺	伯耆町	大寺	8	大寺公民館	1
坂長上	伯耆町	坂長上	7		
小町北	伯耆町	小町北	15		
小町南	伯耆町	小町南	9	小町南公民館	1
上細見	伯耆町	上細見	12		
半川	伯耆町	半川	11	半川公民館	1
貴住	伯耆町	貴住	28	中学校, 公民館	2
大倉	伯耆町	大倉	18	集会所	1
大坂	伯耆町	大坂	17	公民館	1
大滝	伯耆町	大滝	20	郵便局, 保育所, 公民館, 集会所	4
三部	伯耆町	白山ノ二	25		
船越	伯耆町	新次郎田	11	集会所	1
福島	伯耆町	福島	10	集会所	1
二部	伯耆町	二部	11	小学校, 老人福祉施設	2
福岡 1	伯耆町	福岡	1	小学校	1
大内	伯耆町	大内	2	公民館	1
大内	伯耆町	大内	2		
福居	伯耆町	谷口	3		

〔消防・水防〕

○町消防団の現状

分団名	団員数	出動の区域	警戒の区域
消防団本部	3	町内全域	町内全域
第1分団	160	溝口地区	溝口地区
第2分団			二部地区
第3分団			日光地区
第4分団		岸本地区	八郷地区
第5分団			大幡地区
第6分団			幡郷地区
第7分団		町内全域	町内全域
計	163		

○自衛消防団一覧

岸本地区		溝口地区	
	集落名		集落名
1	林ヶ原	1	間地
2	清山	2	二部
3	口別所	3	畑池
4	久古	4	福岡一区
5	福原	5	上代
6	番原	6	福居
7	真野	7	船福
8	大原	8	三部一区
9	須村	9	三部二区
10	丸山	10	谷川
11	小林	11	宮原
12	上細見	12	大倉
13	立岩	13	白水
14	吉定	14	根雨原
15	岸本	15	宇代
16	押口	16	中祖
17	駅前	17	古市
18	吉長	18	父原
19	遠藤	19	荘
20	小野	20	大江
21	小町	21	長山
22	大寺	22	貴住
23	殿河内	23	上野
24	坂長	24	太平原

岸本地区		溝口地区	
	集落名		集落名
25	岩屋谷	25	金屋谷
		26	岩立
		27	籠原
		28	栃原
		29	大滝
		30	大坂
		31	富江
		32	福永
		33	末鎌
		34	添谷
		35	大内

○消防団保有車両等一覧

普通消防ポンプ自動車		水槽付消防ポンプ自動車		小型動力ポンプ積載車	手引動力ポンプ	小型動力ポンプ
B 1 級以上	B 2 級以上	B 1 級以上	B 2 級以上			
4	0	0	0	4	0	2

○消防水利の現況

基 準 数	現 有 数			
	公設消火栓 (150mm以上)	公設水槽 (40 t 以上)	そ の 他	計
259	51	104	82	237

○危険物施設の現況

屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
4	4	3	47	4	14	10	86

○重要水防箇所一覧

1 国土交通省日野川河川事務所所管

河川名	番号	地先名	区間		種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	延長(m)				
日野川	26	伯耆町吉長	右	100	旧川跡	要		
日野川	27	伯耆町吉長	右	600	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	28	伯耆町大殿	左	100	旧川跡	要		
日野川	29	伯耆町大殿	左	550	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	30	伯耆町吉長	左	100	旧川跡	要		
日野川	31	伯耆町大殿	左	730	水衝・洗堀	B	河床の洗堀 未対策	木流し工
日野川	32	伯耆町大殿	左	0	破堤跡	要	破堤跡	
日野川	33	伯耆町大殿	左	550	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	34	伯耆町吉長	右	50	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	35	伯耆町吉長	右	40	旧川跡	要		
日野川	36	伯耆町吉長	右	250	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	37	伯耆町大殿	左	900	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
日野川	38	伯耆町金廻	左	750	堤防断面不足	A	堤防断面不足・ 天端幅不足	積土のう工
日野川	39	伯耆町大殿	左	200	堤防高不足	A	堤防高不足	
日野川	40	伯耆町吉定	右	350	堤防断面不足	A	堤防断面不足・ 天端幅不足	積土のう工
日野川	41	伯耆町吉定	右	50	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	42	伯耆町吉定	右	300	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工
日野川	43	伯耆町吉定	右	2250	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	44	伯耆町吉定	右	40	旧川跡	要		
日野川	45	伯耆町金廻	左	250	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工
日野川	46	伯耆町上細身	右	1000	堤防断面不足	A	堤防断面不足・ 天端幅不足	積土のう工
日野川	47	伯耆町吉定	右	1600	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工
日野川	48	伯耆町字代	右	200	法崩れ・すべり	B	すべり 未対策	
日野川	49	伯耆町字代	左	700	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
日野川	50	伯耆町字代	左	900	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工
日野川	51	伯耆町大江	右	50	旧川跡	要		
日野川	52	伯耆町溝口	右	100	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工
日野川	53	伯耆町字代	左	50	旧川跡	要		
日野川	54	伯耆町溝口	右	200	堤防断面不足	A	堤防断面不足・ 天端幅不足	積土のう工
日野川	55	伯耆町溝口	右	200	旧川跡	要		
日野川	56	伯耆町溝口	右	100	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工
日野川	57	伯耆町溝口	右	300	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	58	伯耆町字代	左	200	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工
日野川	59	伯耆町字代	左	250	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
日野川	60	伯耆町溝口	左	550	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
日野川	61	伯耆町溝口	右	650	堤防断面不足	A	堤防断面不足・ 天端幅不足	積土のう工
日野川	62	伯耆町字代	左	130	旧川跡	要		
日野川	63	伯耆町字代	左	150	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	64	伯耆町宮原	右	250	旧川跡	要		
日野川	65	伯耆町字代	左	100	堤防高不足	A	堤防高不足	積土のう工
日野川	66	伯耆町宮原	右	100	堤防断面不足	B	堤防断面不足	積土のう工
日野川	67	伯耆町字代	左	80	旧川跡	要		
日野川	68	伯耆町字代	左	300	流下能力	B	流下能力不足	積土のう工
日野川	69	伯耆町宮原	右	50	流下能力	A	流下能力不足	積土のう工

2 西部総合事務所県土整備局所管

河川名	水防区番号	重要水防箇所						観測所名	報告水位(m)	警戒水位(m)	重要度
		町村	大字	左岸延長(m)	右岸延長(m)	予想される原因	工法				
清山川	16	伯耆	吉定～上細身	1,160	1,170	侵食・洗掘	シート張工 月輪工	——	——	——	特A
野上川	19	〃	畑池～池田	680	910	溢水	積土俵工	——	——	——	B
〃	〃	〃	福岡	250	180	〃	積土俵工	——	——	——	B
藤屋川	〃	〃	福吉～福居	1,300	1,300	溢水・決壊	積土俵工	——	——	——	B

○町内重要排水樋門一覧

1 西部総合事務所県土整備局

河川名	位置		種別	高さ(m) 幅(m)	名称	操作種類	(施設)管理者	管理委託団体名
	町村	大字						
清山川	伯耆	立岩	鋼製	H=1.2m L=1.2m	立岩1	手動	鳥取県知事	伯耆町
〃	〃	〃	〃	〃	立岩2	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	H=1.1m L=1.2m	立岩3	〃	〃	〃
野上川	〃	二部	ゴム	H=0.6m L=18.2m	1門 清水浴堰	電動	伯耆町	
〃	〃	三部	鋼製	H=1.5m L=13.0m	2門	〃	〃	大仙田
〃	〃	古市	〃	H=1.25m L=12.7m	2門 中祖堰	〃	〃	
日野川	〃	中祖	〃	H=3.3m L=5.5m H=2.3m	2門 3門	〃	鳥取企業局	
〃	〃	荘	〃	H=3.0m L=3.0m	1門	手動 電動	中国電力	
〃	〃	岸本	〃	H=1.5m L=2.5m	2連	〃	箕蚊屋土地改良区	

○町内重要ため池

地区名	所在地		構造	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千m³)	受益面積(千ha)	管理者名	管理責任者
	町村	大字							
井谷溜池	伯耆	父原	土堰堤	23	72	52	0.05	父原部落	父原部落代表者

※なお、本町の受益面積0.05km²以上のため池は19箇所（重要ため池を含む。）である。

○水防用資器材備蓄状況

水防倉庫		水防資材						水防器材														自動車				水防要員	
棟数	坪数	レシート たわら又はビニ	レシート かます又はビニ	むしろ	なわ又はロープ	木材 2 m	鉄線	かすがい	掛矢	たこづち	なた	おの	かま	つるはし	のこ	ワイヤーロープ	唐ぐわ	スコップ	とび口	投光器	乗用車	小型自動車	貨物自動車	特殊自動車	消防団	その他	計
1	14.5	1,500	520	20	210	15	50	50	10	7	8	7	13	8	9	210	7	50	9	6	2	4	2	4	144	—	144

○町内雨量観測所一覧

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先電話番号
日野川	溝口	伯耆町溝口	テレメーター	日野川河川	国土交通省日野川河川事務所職員	(0859) 27—5484
大江川	大内	伯耆町大内	〃	〃	〃	〃
白水川	大坂	伯耆町大坂	〃	〃	〃	〃
別所川	小林	伯耆町小林	〃	〃	〃	〃
野上川	二部	伯耆町二部	〃	鳥取県	西部総合事務所 県土整備局職員	(0859) 31—9711
日野川	日野川第一 発電所	伯耆町金廻	〃	鳥取県企業局	鳥取県企業局 東部事務所職員	(0857) 21—4788
日野川	上溝口	伯耆町溝口	自記	J R 西日本 米子支社	米子施設指令	(0859) 32—6383
日野川	岸本	伯耆町岸本	〃	〃	〃	〃

○町内水位観測所一覧

水系名	河川名	観測所名	位置	水位観測機器	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	備考
日野川	日野川	溝口	伯耆町溝口宿	テレメーター	2.0	2.6	3.4	3.8	水位通報河川
日野川	大江川	大江川	伯耆町大江	自記	—	—	—	—	—
日野川	白水川	白水川	伯耆町白水	自記	—	—	—	—	—

〔通信関係〕

○伯耆町防災行政無線一覧

1 移動系

区分	免許番号	目的	呼出符号	有効期間	周波数	配置先
基地局	中基第5924号	防災行政用	ぼうさいほうき	H28. 5. 31	149.65MHz	役場分庁舎
陸上移動局	中移第59175号	防災行政用	ぼうさいほうき 1	H28. 5. 31	149.65MHz	1 分団
陸上移動局	中移第59176号	防災行政用	ぼうさいほうき 2	H28. 5. 31	149.65MHz	2 分団
陸上移動局	中移第59177号	防災行政用	ぼうさいほうき 3	H28. 5. 31	149.65MHz	3 分団
陸上移動局	中移第59669号	防災行政用	ぼうさいほうき 4	H28. 5. 31	149.65MHz	7 分団
陸上移動局	中移第59721号	防災行政用	ぼうさいほうき 5	H28. 5. 31	149.65MHz	サンバー
陸上移動局	中移第59825号	防災行政用	ぼうさいほうき 6	H28. 5. 31	149.65MHz	ジムニー
陸上移動局	中移第59998号	防災行政用	ぼうさいほうき 7	H28. 5. 31	149.65MHz	グレーダ
陸上移動局	中移第590207号	防災行政用	ぼうさいほうき21	H25. 5. 31	149.65MHz	4 分団
陸上移動局	中移第590208号	防災行政用	ぼうさいほうき22	H25. 5. 31	149.65MHz	5 分団
陸上移動局	中移第590209号	防災行政用	ぼうさいほうき23	H25. 5. 31	149.65MHz	6 分団
陸上移動局	中移第590210号	防災行政用	ぼうさいほうき24	H25. 5. 31	149.65MHz	7 分団
陸上移動局	中移第590211号	防災行政用	ぼうさいほうき25	H25. 5. 31	149.65MHz	ハイゼット
陸上移動局	中移第590212号	防災行政用	ぼうさいほうき26	H25. 5. 31	149.65MHz	サンバー
陸上移動局	中移第59826号	防災行政用	ぼうさいほうき101	H28. 5. 31	149.65MHz	副団長
陸上移動局	中移第59827号	防災行政用	ぼうさいほうき102	H28. 5. 31	149.65MHz	副団長
陸上移動局	中移第59828号	防災行政用	ぼうさいほうき103	H28. 5. 31	149.65MHz	第二分団長
陸上移動局	中移第59829号	防災行政用	ぼうさいほうき104	H28. 5. 31	149.65MHz	第三分団長
陸上移動局	中移第59830号	防災行政用	ぼうさいほうき105	H28. 5. 31	149.65MHz	第八分団長
陸上移動局	中移第59831号	防災行政用	ぼうさいほうき106	H28. 5. 31	149.65MHz	消防主任
陸上移動局	中移第10014623号	防災行政用	ぼうさいほうき107	H28. 5. 31	149.65MHz	第一分団長
陸上移動局	中移第10034060号	防災行政用	ぼうさいほうき108	H28. 5. 31	149.65MHz	総務課
陸上移動局	中移第590213号	防災行政用	ぼうさいほうき201	H30. 5. 31	149.65MHz	第四分団長
陸上移動局	中移第590214号	防災行政用	ぼうさいほうき202	H30. 5. 31	149.65MHz	第五分団長
陸上移動局	中移第590215号	防災行政用	ぼうさいほうき203	H30. 5. 31	149.65MHz	第六分団長
陸上移動局	中移第590216号	防災行政用	ぼうさいほうき204	H30. 5. 31	149.65MHz	副団長
陸上移動局	中移第590217号	防災行政用	ぼうさいほうき205	H30. 5. 31	149.65MHz	総務課
陸上移動局	中移第590218号	防災行政用	ぼうさいほうき206	H30. 5. 31	149.65MHz	総務課
陸上移動局	中移第590219号	防災行政用	ぼうさいほうき207	H30. 5. 31	149.65MHz	上下水道室
陸上移動局	中移第590220号	防災行政用	ぼうさいほうき208	H30. 5. 31	149.65MHz	上下水道室
陸上移動局	中移第590221号	防災行政用	ぼうさいほうき209	H30. 5. 31	149.65MHz	上下水道室
陸上移動局	中移第590222号	防災行政用	ぼうさいほうき210	H30. 5. 31	149.65MHz	上下水道室
陸上移動局	中移第10078953号	防災行政用	ぼうさいほうき211	H30. 5. 31	149.65MHz	1 分団
陸上移動局	中移第10078954号	防災行政用	ぼうさいほうき212	H30. 5. 31	149.65MHz	2 分団
陸上移動局	中移第10078955号	防災行政用	ぼうさいほうき213	H30. 5. 31	149.65MHz	3 分団
陸上移動局	中移第10078956号	防災行政用	ぼうさいほうき214	H30. 5. 31	149.65MHz	4 分団
陸上移動局	中移第10078957号	防災行政用	ぼうさいほうき215	H30. 5. 31	149.65MHz	5 分団

陸上移動局	中移第10078958号	防災行政用	ぼうさいほうき216	H30. 5. 31	149.65MHz	6分団
-------	--------------	-------	------------	------------	-----------	-----

2 同報系

1 間地	2 二部	3 畑池	4 郷原	5 福岡	6 焼杉	7 福居	8 三部	9 宮原	10 大倉	11 大原	12 白	13 根雨原	14 古市	15 荘	16 上野	17 金屋谷	18 榊水	19 大滝	20 大坂	21 富江	22 添谷	23 末鎌	24 溝口	25 丸山	26 番原	27 立岩	28 大殿	29 吉長
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	--------	-------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○災害時優先電話指定状況一覧

(平成22年8月23日現在)

電話番号	設置場所（機関）
0859620711	溝口分庁舎（溝口）
0859621011	溝口小学校（溝口）
0859621034	溝口中学校（長山）
0859627103	二部小学校（二部）
0859627159	二部公民館（二部）
0859630305	旧日光小学校（大瀧）
0859630306	日光公民館（大瀧）
0859682019	岸本小学校（吉長）
0859682028	八郷小学校（真野）
0859682260	岸本中学校（吉長）
0859682479	伯耆町長宅
0859682551	伯耆町役場（町長室）（吉長）
0859683111	伯耆町役場（応接室）（吉長）
0859683112	伯耆町役場（応接室）（吉長）
0859684635	伯耆町岸本保健福祉センター（大殿）
	以上15回線

〔輸送・交通等〕

○建設機械等保有状況

所属課名	トラック		ダンプトラック		グレーダ	タイヤ ショベル	マイクロ バス
	大型	小型	大型	小型			
地域整備課	1			2	1	2	
分庁総合窓口課							2
教育委員会		1		1			
産業課		1					
合計	1	2		3	1	2	2

○町有車両一覧

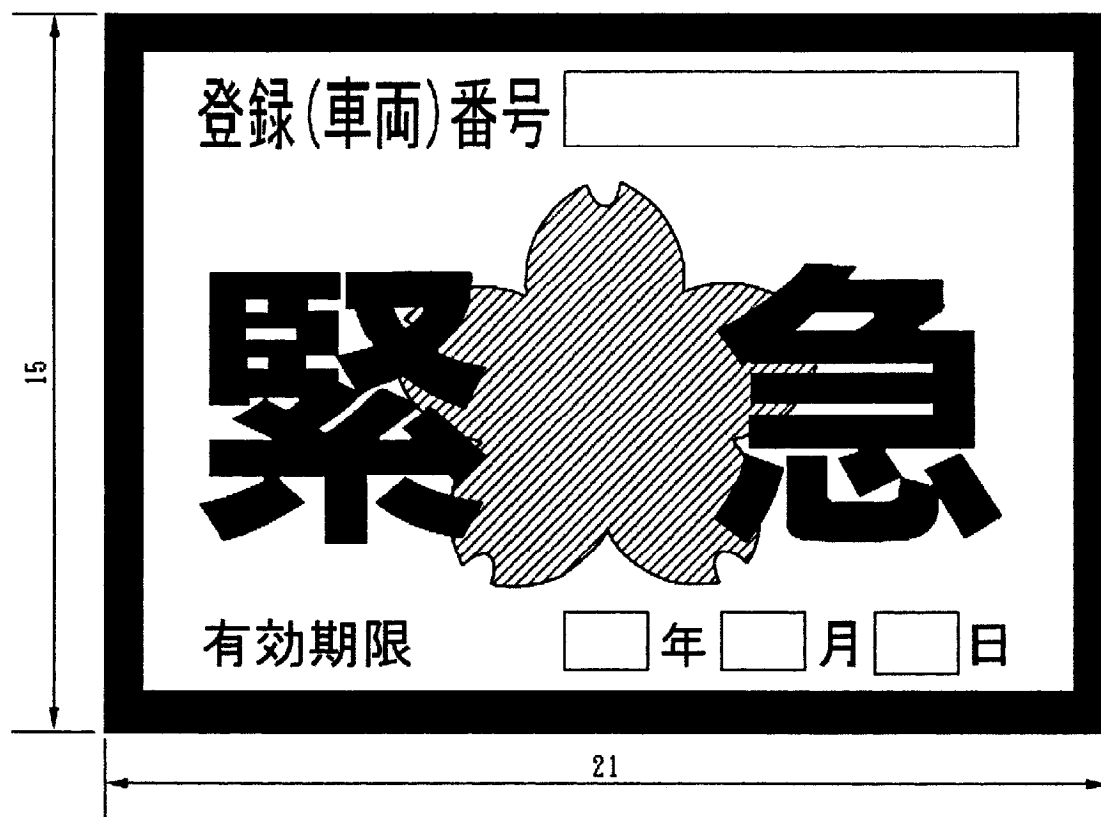
所管課	備考	自動車登録番号等		車名	取得年月日
岸本公民館		鳥取 き	480-2008	スズキ	2012.5
給食センター		鳥取 せ	11-8347	マツダバン	1997.4
給食センター		鳥取 さ	100-4389	イスズ	2006.9
給食センター		鳥取 さ	100-4368	マツダ	2006.9
給食センター		鳥取 さ	100-4320	マツダ	2006.9
教育委員会		鳥取 え	480-2982	アクティバン	2009.6
教育委員会		鳥取 あ	41-2581	ミニキャブトラック	2000.8
健康対策課		鳥取 な	50-9081	タウンボックス	2000.4
健康対策課		鳥取 こ	580-1911	ハモス	2009.8
健康対策課		鳥取 え	480-9304	ホンダ	2010.6
健康対策課		鳥取 ち	50-7140	スズキワゴンR	1997.6
産業課		鳥取 き	480-2000	スズキ	2012.5
産業課		鳥取 う	480-7620	ホンダアクティバン	2008.8
産業課	堆肥センター		WS510A	ミツビシホイローダー	2004.10
産業課	堆肥センター		SD2710D	タカキタマニアスプレッタ 2710	2004.10
産業課	堆肥センター		DAM352S	テリカマニアスプレッタ 352	2009.11
産業課	堆肥センター	鳥取 さ	400-9840	イスズエルファランブ	2004.10
写真美術館		鳥取 ふ	500-9776	ホンダ(フィット)	2011.7
商工観光課		鳥取 ふ	500-2753	ホンダステップワゴン	2010.10
商工観光課		鳥取 か	480-6043	スバル	2011.6
税務室		鳥取 え	480-2981	アクティバン	2009.6
総合スポーツ公園		鳥取 え	480-9305	ホンダ	2010.6
総合スポーツ公園		伯耆町い	-224	トウコウ	2010.7
総合スポーツ公園		鳥取 あ	480-7096	スバル	2005.11
総務課	消防車	鳥取 さ	800-1414	ダット	2001.3
総務課	消防車	鳥取 さ	800-1413	ダット	2001.3
総務課	消防車	鳥取 さ	800-1412	ダット	2001.3
総務課		鳥取 あ	800-200	ハイゼットカーゴ	2008.2
総務課		鳥取 な	300-4088	トヨタプリウス	2011.8
総務課	消防車	鳥取 さ	800-6000	ヒノ	2012.2
総務課		鳥取 に	300-1372	トヨタ	2012.8
総務課	消防車	鳥取 に	88-416	ハイエース	1989.8
総務課	消防車	鳥取 さ	800-5373	ヒノ	2010.2
地域整備課環境整備課		鳥取 ら	40-4974	ハイゼットバン	1998.11
地域整備課環境整備課		鳥取 さ	100-5737	2トンキャンター	2009.9
地域整備課環境整備課		鳥取 と	300-9123	スバル	2010.11

所管課	備考	自動車登録番号等		車名	取得年月日
地域整備課環境整備課		鳥取 も	00-854	ミツビシ	1993. 10
地域整備課環境整備課		鳥取 も	00-0780	コマツ	1991. 11
地域整備課環境整備課		鳥取 せ	11-8738	フリーキャクター	1997. 10
地域整備課環境整備課	除雪車	鳥 や	88-1258	ミツビシ	1986. 11
地域整備課環境整備課		鳥取 あ	480-8287	スバルサンバー	2006. 2
地域整備課上下水道室		鳥取 さ	800-1825	キューブイシヤ	2001. 10
地域整備課上下水道室		鳥取 あ	80-603	ジムニー	1996. 6
地域整備課上下水道室		鳥取 あ	880-33	ダイハツハイゼット	2005. 7
地域整備課上下水道室		鳥取 い	480-2664	スバルサンバー	2006. 8
農業委員会		鳥取 う	41-8539	スバル	2003. 9
福祉課	社会福祉協議会	鳥取 あ	80-808	ダイハツ	1999. 7
福祉課		鳥取 か	480-8122	ダイハツハイゼット	2011. 10
文化センター		鳥取 る	40-664	ダイハツハイゼットカーゴ	1999. 6
分庁総合窓口課		鳥取 た	580-751	スズキジムニー	2012. 6
分庁総合窓口課		鳥取 は	500-9551	マツダデミオ	2009. 8
分庁総合窓口課		鳥取 ひ	500-9801	スズキ	2010. 7
分庁総合窓口課		鳥取 ほ	500-485	ニッサン	2011. 7
分庁総合窓口課		鳥取 は	50-8386	ダイハツ	2003. 2
まちづくり推進室		鳥取 ひ	500-8145	デミオ	2010. 5
まちづくり推進室		鳥取 か	480-8121	ダイハツハイゼット	2011. 10
まちづくり推進室		鳥取 さ	430-8931	トヨタ	2009. 12
まちづくり推進室		鳥取 に	50-4941	ミツビシトッポ BJ	2000. 8
まちづくり推進室		鳥取 ゆ	40-1056	アクティバン	1996. 8

○ヘリコプター離着陸可能場所一覧

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
伯耆町総合スポーツ公園	伯耆町大原1006— 3	0859—68—3775
岸本中学校グラウンド	伯耆町吉長90— 1	0859—68—2260
溝口小学校校庭	伯耆町溝口309	0859—62—1018
溝口中学校グラウンド	伯耆町長山481	0859—62—1034
日光農村広場（日光小グラウンド）	伯耆町栃原28— 1	0859—29—0305
伯耆町溝口多目的グラウンド	伯耆町字代900番地	0859—62—0234（おにっ子ランド）
大山ロイヤルホテル駐車場	伯耆町丸山中祖1647—13	0859—68—2333
日光農村広場上空地	伯耆町栃原28—11	—
杣水原第2駐車場	伯耆町岩立 5— 3	0859—52—2165（自然公園財団（財） 鳥取支部大山支所）
コカ・コーラ大山プロダクツ株式会社 社大山工場	伯耆町金屋谷306— 1	092—641—8760

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号 年 月 日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

〔 条 例 等 〕

○伯耆町防災会議条例

（平成17年 1 月 1 日）
（ 条 例 第 12 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、伯耆町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - （2） 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2 人以内
 - （3） 町を所轄する警察署長
 - （4） 町長がその部内の職員のうちから指定する者 3 人以内
 - （5） 教育長
 - （6） 消防団長
 - （7） 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - （8） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2 人以内
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関

係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○伯耆町災害対策本部条例

(平成17年 1 月 1 日)
条 例 第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、伯耆町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○伯耆町水防協議会条例

（平成17年 1 月 1 日）
（ 条 例 第 14 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、伯耆町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員10人以内で組織する。

2 会長は、町長が充たる。

3 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のあるものうちから町長が委嘱する。

（会長及びその代理者）

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 4 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第 6 条 協議会に幹事及び書記それぞれ若干人を置き、会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け協議会の庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

○鳥取県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平24規則第45号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。

イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。

(ア) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

(イ) 消耗器材費

(ウ) 建物の使用謝金

(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(オ) 光熱水費

(カ) 仮設便所等の設置費

エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。)を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日当たり 300円

(イ) 加算額

冬季(10月1日から翌年3月31日まで)の燃料費 知事が別に定める額

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する。

イ 応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)とすることができる。

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,401,000円以内とする。

エ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

オ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

カ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

キ カの施設の 1 施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期〔4月1日から9月30日まで〕	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
冬期〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期〔4月1日から9月30日まで〕	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400
冬期〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害のため医療のみちを失った者に対し、応急的な医療処置を行う。

イ 医療は、救護班(法第24条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第32条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。)によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。)を行うことができる。

ウ 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所(施術者を除く。)による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療が実施することができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対し助産を行う。

イ 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出(搜索を含む。以下同じ。)は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(2) 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり 520,000 円以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実であつて、具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額の範囲内とする。

ア 生業費 一件当たり 30,000 円

イ 就職支度費 一件当たり 15,000 円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。

ア 貸与期間 2 年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,100 円

中学校生徒 1 人当たり 4,400 円

高等学校等生徒 1 人当たり 4,800 円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む。)

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1 体当たり大人 201,000 円以内、小人 160,800 円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (2) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,300 円
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は 1 体当たり 5,000 円(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)
 - ウ 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

- (1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、(1)に掲げる救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2(第13条関係)

(昭40規則44・全改、昭43規則69・昭44規則68・昭45規則89・昭46規則72・昭47規則66・昭48規則52・昭49規則48・昭49規則72・昭50規則55・昭51規則56・昭52規則63・昭53規則50・昭54規則55・昭55規則38・昭56規則72・昭57規則54・昭59規則57・昭60規則51・昭61規則61・昭62規則50・昭63規則47・平元規則57・平2規則43・平3規則56・平5規則1・平5規則62・平6規則74・平7規則84・平9規則54・平10規則37・平12規則95・平14規則3・平15規則65・平16規則52・一部改正)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円

イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円

ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円

エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円

オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125(救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,265円

イ 薬剤師 1時間につき 1,549円

ウ 保健師、助産師及び看護師 1時間につき 1,484円

エ 土木技術者及び建築技術者 1時間につき 2,239円

オ 大工、左官及びとび職 1時間につき 2,694円

(3) 旅費

旅費は、次の表により支給する。

鉄道賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
普通旅客運賃(必要と認めた場合は、急行料金)	37円	2,200円	9,800円

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者、経営者及び事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算して得た額とする。

〔協 定〕

○災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応急要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものと

する。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥 取 県 知 事	西 尾 邑 次
鳥 取 市 長	西 尾 迢 富
米 子 市 長	森 田 隆 朝
倉 吉 市 長	早 川 芳 忠
境 港 市 長	黒 見 哲 夫
国 府 町 長	木 村 肇
岩 美 町 長	澤 徳次郎
福 部 村 長	村 田 梅 雄
郡 家 町 長	和 田 哲 也
船 岡 町 長	谷 口 弘 幸
河 原 町 長	右 近 利 夫
八 東 町 長	山 根 君太郎
若 桜 町 長	盛 田 可 男
用 瀬 町 長	池 本 茂 晴
佐 治 村 長	下 石 義 忠
智 頭 町 長	久 本 温 彦
気 高 町 長	森 本 成 人
鹿 野 町 長	川 瀬 保 男
青 谷 町 長	姫 田 員 新
羽 合 町 長	井 上 正 直
泊 村 長	宮 脇 洋 一
東 郷 町 長	前 田 正 恭
三 朝 町 長	安 田 真一郎
関 金 町 長	竹 田 哲 男

北	条	町	長	宇田川	義	徳
大	栄	町	長	前	田	郎
東	伯	町	長	米	田	人
赤	碕	町	長	中	井	勲
西	伯	町	長	坂	本	昭
会	見	町	長	宇	田	学
岸	本	町	長	野	口	辰
日	吉	津	村	益	田	信
淀	江	町	長	森	本	和
大	山	町	長	門	脇	夫
名	和	町	長	林	原	茂
中	山	町	長	下	池	忠
日	南	町	長	岸		郁
日	野	町	長	生	田	秀
江	府	町	長	福	田	正
溝	口	町	長	下	村	道
						也

○災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県内西部地区市町村（以下「甲」という。）、鳥取県企業局西部事務所（以下「乙」という。）及び社団法人鳥取県管工事業協会西部支部（以下「丙」という。）は、地震、風災害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はそのおそれがある場合の水道及び工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等について、甲及び乙が丙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、西部地区市町村で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

- （1） 震度5以上の地震及びその他の大規模な災害
- （2） その他前号と同程度の災害で、甲及び乙が丙の協力が必要であると認めたもの

（対策本部）

第3条 この協定により応急対策業務等を行う場合、対策本部は米子市水道局内に設置する。

（応急対策業務等の内容）

第4条 甲及び乙が丙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1） 水道及び工業用水道施設の応急復旧作業
- （2） 水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣
- （3） 緊急を要する水道及び工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（応急対策業務等協力会社）

第5条 丙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式1により甲及び乙に提出するものとする。

（待機）

第6条 対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙は、丙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

2 丙及び協力会社は、前項の規定により待機の要請があった場合及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲及び乙から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

3 対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲及び乙は、速やかに丙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第7条 甲及び乙は、対象災害が発生した場合であって、丙の所属会員が所有する水道及び工業用水道用資機材等の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、水道及び工業用水道用資機材等応援要請書（別紙様式2）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話により出動を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時及び場所
- (4) 現場担当職員
- (5) その他必要な事項

2 前項ただし書の場合において、甲及び乙は、後日施工会社に対し出動要請の文書を提出するものとする。

(応急対策業務等の実施)

第8条 施工会社は、出動要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第1項第4号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は、公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

3 施工会社は、業務に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

(報告)

第9条 施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、丙を経由して甲及び乙に水道及び工業用水道用資機材等従事報告書（別紙様式3）により報告するものとする。

- (1) 業務に従事した水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 応急対策業務等に要する費用は、応急対策業務等を受けた甲又は乙が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲又は乙が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由により生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、原則甲及び乙が補償する。

(連絡体制)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満

了の日の60日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に2年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月19日

甲	米子市加茂町1丁目1番地	米子市長	森田 隆朝
	境港市上道町3,000番地	境港市長	黒見 哲夫
	西伯郡日吉津村日吉津872番地15	日吉津村長	益田 信夫
	西伯郡西伯町法勝寺377番地1	西伯町長	坂本 昭文
	西伯郡会見町天萬558番地	会見町長	三嶋 英輔
	西伯郡岸本町吉長37番地3	岸本町長	河合 勝
	西伯郡淀江町西原1,129番地1	淀江町長	田口 勝蔵
	西伯郡大山町国信550番地1	大山町長	黒田 隆弘
	西伯郡名和町御来屋328番地	名和町長	山口 隆之
	西伯郡中山町赤坂66番地	中山町長	下池 忠正
	日野郡日南町生山619番地	日南町長	矢田 治美
	日野郡日野町根雨101番地	日野町長	生田 秀正
	日野郡江府町江尾475番地	江府町長	福田 正臣
	日野郡溝口町溝口647番地	溝口町長	住田 圭成
乙	鳥取市東町1丁目271番地		
	鳥取県企業局		
	局長 青木 昭光		
丙	米子市西福原5丁目9番地59		
	社団法人 鳥取県管工事業協会西部支部		
	支部長 持田 光雄		

(様式 1)

応急対策業務 協力会社名簿

平成 年 月 日 提出

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL
	出動可能設備及び人員数							
		配管工	普通作業員	バックホー	バケット容量	ダンプトラック	ユニックトラック	転圧機
	数量	名	名	台	m ³	台	台	台

(様式 2)

応 援 要 請

平成 年 月 日 時 分

宛先 米子市水道局

要請町村名_____

災害復旧班出動要請（お願い）

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定書により、直ちに災害復旧班の出動を要請します。

- ①復旧要請場所 _____
- ②災害発生状況 _____
- ③必要資機材 _____

(様式 3)

応急対策業務 出勤日報

年 月 日 曜日

会社名 _____

職種	出勤者氏名	出勤時間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

持ち込み機械

○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

○土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年12月8日

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 住田 圭成

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

伯耆町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には指定の携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年12月8日

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町 町長 住田 圭成

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等（以下「撤去等」という。）について、次のとおり協定する。

（撤去等の支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲又は乙が丙に支援を要請することができる撤去等に係る業務は、丙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（支援要請）

第3条 甲又は乙は、第1条の規定により要請を行うときには、次の事項を丙に連絡するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- (2) 担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに撤去等に係る業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 撤去等の作業に要した経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 撤去等の作業の実施により、丙の職員が負傷等した場合の補償は、丙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 撤去等の作業の実施により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙と丙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成17年6月13日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成17年6月13日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
別記市町村受任者
鳥取県防災監 衣笠 克則

乙 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

丙 鳥取市千代水二丁目13番地

社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部

支部長 大月 徹

(別 記)

鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、
北条町、大栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

○鳥取県西部広域消防協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、組合消防局と市町村との間における消防活動に関し必要な事項を定めることにより、行政区域内における消防活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（消防水利の整備）

第2条 市町村は、組合消防局と協議して定める消防水利計画に基づき、それぞれの市町村の区域内における消防水利の整備を図るものとする。

（消防活動における指揮）

第3条 市町村の消防団は、組合消防局長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

（消防団の出場）

第4条 市町村の消防団は、組合消防局長が市町村の消防団長と協議して定める消防団火災出場計画に基づいて出場するものとする。

（経費の負担）

第5条 消防団の当該市町村の行政区域外の出場（以下「応援出場」という。）に係る経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）消防団員の公務災害補償及び諸手当並びに消防団の機械器具等の修理費は、応援出場した市町村の負担とする。

（2）火災現場において使用した消火薬液、補給燃料及び食糧の支給等に要した経費は受援した当該市町村の負担とする。

2 火災又は救急事故現場における一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項、第29条第5項及び第35条の7第1項）に対する損害補償は、当該火災又は救急事故が発生した当該市町村が当該市町村で定める条例に基づいて行い、同条例に規定する費用以外の費用負担については、組合と当該市町村とが協議して定めるものとする。

3 消防法第29条第3項に定める損失補償は、組合の負担とする。

（水防活動）

第6条 水防に関しては、災害が発生した地域の当該市町村が主体となって防除活動を行うものとする。

2 組合消防局は、水防に関しては、主として通信連絡の確保、情報収集、警戒区域の設定、救助活動、救急業務及び二次災害の予防活動を行うものとする。

3 水防に関しては、市町村長の要請により、組合消防局長は、必要に応じて消防職員を災害現場に派遣し防除活動に従事させることができる。この場合において、組合消防局長は市町村にその旨通報するものとする。

（施行期日等）

第7条 この協定は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定（昭和54年9月27日締結）は、この協定の施行日の前日をもって効力

を失するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、組合消防局長と市町村消防団長とが協議して定めることができる。

この協定の締結を証するため、組合管理者及び市町村長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政管理組合	野	坂	康	夫
管理者 米子市長				
米子市長	野	坂	康	夫
境港市長	中	村	勝	治
日吉津村長	石			操
大山町長	山	口	隆	之
南部町長	坂	本	昭	文
伯耆町長	住	田	圭	成
日南町長	矢	田	治	美
日野町長	梅	林		豊
江府町長	竹	内	敏	朗

鳥取県西部広域消防協定の細目に関する確認書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 この細目は、鳥取県西部広域消防協定書（平成17年5月1日締結。以下「協定」という。）第8条に基づき協定の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(消防水利の整備)

第2条 消防団長は、消防水利計画の実施にあたって消防水利が確保されるよう努力する。

2 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の消防水利の指定については、市町村と組合消防局長とが協議し、消防局長が指定する。

(消防活動における指揮)

第3条 組合消防局が現場本部を開設した場合には、関係消防団長は、現場本部に参集し、円滑な消防活動が実施できるよう現場本部員として行動する。

2 現場本部を開設するまでの間、鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防規程（昭和53年鳥取県西部広域行政管理組合消防本部訓令第1号）に定める現場最高指揮者となる消防職員は、消防部隊の指揮、消防活動を関係消防団長と協議して実施する。

3 応援のため現場に到着した消防団は、現場最高指揮者の指揮の下に行動する。

(消防団の出場)

第4条 協定第4条の消防団火災出場計画は、別紙のとおりとする。

2 消防団火災出場計画の第2出場以降の出場については、組合消防局の出場要請で出場するものとする。

3 市町村長は、当該市町村の行政区域外の出場の必要を認め消防団を出場させた場合は、その旨を組合消防局に通報するものとする。

(山林火災)

第5条 山林火災については、組合消防局、関係消防団及び地元住民は、特に連絡を密にして火災防ぎよにあたなければならない。

(火災等災害の通報)

第6条 市町村は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は組合消防局以外から通報を受けたときは、直ちに組合消防局に通報しなければならない。

2 組合消防局は、火災等災害の発生について、自ら覚知し、又は他から通報を受けたときは、当該火災等発生地域の市町村に通報しなければならない。

(火災予防)

第7条 組合行政区域内の火災予防に関する事項は、組合消防局が主体となって市町村と協議し、相互協力して実施するものとする。

(施行期日等)

第8条 この細則は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定に関する細目取極め（昭和54年9月27日締結）は、この協定の施行より前をもって効力を失するものとする。

以上の細目の確認を証するため、組合消防局長及び市町村消防団長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政行政管理組合

消防局長

米子市消防団長

境港市消防団長

日吉津村消防団長

大山町消防団長

南部町消防団長

伯耆町消防団長

日南町消防団長

日野町消防団長

江府町消防団長

中 田 正 男

奥 田 山 治

奈良井 章

立 脇 賢 二

薄 田 敏 夫

井 上 清

南 葉 正 明

森 川 芳 明

宮 脇 光 男

大 岩 泰 彦

米子市消防団火災出場計画

別紙 1 の 1

			米 子 市 No. 1							
			中部ブロック 1 (米子市街地)							
			明道地区		啓成地区		就将地区		義方地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	明道消防団（地元消防団）	1	啓成消防団（地元消防団）	1	就将消防団（地元消防団）	1	義方消防団（地元消防団）	1
			啓成消防団	1	義方消防団	1	明道消防団	1	就将消防団	1
			就将消防団	1	明道消防団	1	啓成消防団	1	明道消防団	1
			義方消防団	1	就将消防団	1	義方消防団	1	啓成消防団	1
			車尾消防団	1	車尾消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			成実消防団	1	福米東消防団	1	成実消防団	1	加茂消防団	1
	第2出場	要請	福生東消防団	1	福生西消防団	1	加茂消防団	1	福米西消防団	1
			五千石消防団	1	福生東消防団	1	尚徳消防団	1	河崎消防団	1
	第3出場	要請	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			福米東消防団	1	加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
			福生西消防団	1	住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1
			加茂消防団	1	河崎消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1
			住吉消防団	1	巖消防団	1	河崎消防団	1	夜見消防団	1
			河崎消防団	1	春日消防団	1	車尾消防団	1	彦名消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13	米子市消防団	13
			他市町村		他市町村		他市町村		他市町村	
			応援消防団		応援消防団		応援消防団		応援消防団	

1の2

			米 子 市 No. 2							
			中部ブロック 2							
			車尾地区		福生東地区		福生西地区		福米東地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	車尾消防団（地元消防団）	1	福生東消防団（地元消防団）	1	福生西消防団（地元消防団）	1	福米東消防団（地元消防団）	1
			福生東消防団	1	福生西消防団	1	福米西消防団	1	車尾消防団	1
	第2出場	要請	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生西消防団	1
			福生西消防団	1	福米東消防団	1	車尾消防団	1	福米西消防団	1
	第3出場	要請	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1	福生東消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1
			五千石消防団	1	巖消防団	1	尚徳消防団	1	成実消防団	1
			巖消防団	1	春日消防団	1	五千石消防団	1	夜見消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
			他市町村		他市町村		他市町村		他市町村	
			応援消防団		応援消防団		応援消防団		応援消防団	

1の3

			米 子 市 No. 3							
			中部ブロック 3							
			福米西地区		加茂地区		河崎地区		住吉地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	福米西消防団（地元消防団）	1	加茂消防団（地元消防団）	1	河崎消防団（地元消防団）	1	住吉消防団（地元消防団）	1
			福米東消防団	1	河崎消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1
	第2出場	要請	福生東消防団	1	住吉消防団	1	加茂消防団	1	河崎消防団	1
			福生西消防団	1	福米西消防団	1	福米西消防団	1	福米東消防団	1
	第3出場	要請	車尾消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1	福生東消防団	1
			加茂消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1	福生西消防団	1
			住吉消防団	1	福米東消防団	1	福米東消防団	1	福米西消防団	1
			河崎消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1	車尾消防団	1
			夜見消防団	1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			彦名消防団	1	富益消防団	1	彦名消防団	1	崎津消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
			他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の4

			米 子 市 No. 4							
			南部・箕蚊屋ブロック 1							
			尚徳地区		五千石地区		成実地区		巖地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	尚徳消防団（地元消防団）	1	五千石消防団（地元消防団）	1	成実消防団（地元消防団）	1	巖消防団（地元消防団）	1
			五千石消防団	1	尚徳消防団	1	尚徳消防団	1	春日消防団	1
	第2出場	要請	成実消防団	1	成実消防団	1	五千石消防団	1	大高消防団	1
			春日消防団	1	春日消防団	1	春日消防団	1	淀江第1消防団	1
消防団火災出場区分	第3出場	要請	巖消防団	1	県消防団	1	巖消防団	1	県消防団	1
			大高消防団	1	大高消防団	1	大高消防団	1	淀江第2消防団	1
			県消防団	1	巖消防団	1	県消防団	1	尚徳消防団	1
			車尾消防団	1	福生東消防団	1	福米東消防団	1	五千石消防団	1
	第4出場	要請							成実消防団	1
			伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	日吉津村消防団	1
			南部町会見地区消防団	1	南部町会見地区消防団	1	南部町会見地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1
消防団火災出場区分	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	16
			他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の5

			米 子 市 No. 5							
			南部・箕蚊屋ブロック 2						淀江ブロック	
			春日地区		大高地区		県地区		淀江地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	春日消防団（地元消防団）	1	大高消防団（地元消防団）	1	県消防団（地元消防団）	1	淀江第1消防団（地元消防団）	1
			県消防団	1	県消防団	1	大高消防団	1	淀江第2消防団（地元消防団）	1
	第2出場	要請	五千石消防団	1	巖消防団	1	巖消防団	1	巖消防団	1
			巖消防団	1	淀江第2消防団	1	春日消防団	1	大高消防団	1
	第3出場	要請	尚徳消防団	1	尚徳消防団	1	尚徳消防団	1	春日消防団	1
			大高消防団	1	五千石消防団	1	五千石消防団	1	県消防団	1
			成実消防団	1	成実消防団	1	成実消防団	1	尚徳消防団	1
			淀江第1消防団	1	春日消防団	1	淀江第1消防団	1	五千石消防団	1
			淀江第2消防団	1	淀江第1消防団	1	淀江第2消防団	1	成実消防団	1
			日吉津村消防団	1	日吉津村消防団	1	日吉津村消防団	1	大山町大山地区消防団	1
			伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	伯耆町岸本地区消防団	1	日吉津村消防団	1
			米子市消防団	16	米子市消防団	16	米子市消防団	16	米子市消防団	16
	第4出場	要請	他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の6

			米 子 市 No. 6							
			弓浜ブロック 1							
			彦名地区		崎津地区		大篠津地区		和田地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	彦名消防団（地元消防団）	1	崎津消防団（地元消防団）	1	大篠津消防団（地元消防団）	1	和田消防団（地元消防団）	1
			夜見消防団	1	彦名消防団	1	崎津消防団	1	大篠津消防団	1
	第2出場	要請	富益消防団	1	大篠津消防団	1	和田消防団	1	夜見消防団	1
			崎津消防団	1	和田消防団	1	彦名消防団	1	富益消防団	1
	第3出場	要請	大篠津消防団	1	富益消防団	1	富益消防団	1	彦名消防団	1
			和田消防団	1	夜見消防団	1	夜見消防団	1	崎津消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1	河崎消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1	加茂消防団	1
			境港市消防団	1	境港市消防団	1	境港市消防団	1	境港市消防団	1
			米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17	米子市消防団	17
	第4出場	要請	他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

1の7

			米 子 市 No. 7			
			弓浜ブロック 2			
			富益地区		夜見地区	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	富益消防団（地元消防団）	1	夜見消防団（地元消防団）	1
			和田消防団	1	富益消防団	1
	第2出場	要請	夜見消防団	1	彦名消防団	1
			大篠津消防団	1	崎津消防団	1
	第3出場	要請	彦名消防団	1	大篠津消防団	1
			崎津消防団	1	和田消防団	1
			住吉消防団	1	住吉消防団	1
			河崎消防団	1	河崎消防団	1
			加茂消防団	1	加茂消防団	1
			境港市消防団	1	境港市消防団	1
	第4出場	要請	米子市消防団	17	米子市消防団	17
			他市町村 応援消防団		他市町村 応援消防団	

			境 港 市			日吉津村		大 山 町						
			境港市街地区		中浜地区			大山地区		名和地区		中山地区		
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元消防団	1	地元消防団	1	地元自動車消防団	2	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団 地元小型消防団	2 1	地元自動車消防団 地元小型消防団	3 1
	第2出場	要請	隣接消防団	2	隣接消防団	2			名和地区自動車消防団	2	大山地区自動車消防団 中山地区自動車消防団	1 1	名和地区自動車消防団	2
	第3出場	要請	境港市消防団	3	境港市消防団	3	米子市消防団	3	名和地区小型消防団	1	大山地区自動車消防団	2	名和地区小型消防団	1
			米子市消防団	4	米子市消防団	2	中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団 米子市消防団	3 1 1	中山地区自動車消防団 中山地区小型消防団	2 1	大山地区自動車消防団	3		
	第4出場	要請	他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団	

			南 部 町				伯 耆 町				日 南 町		日 野 町	
			西伯地区		会見地区		岸本地区		溝口地区					
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元自動車消防団 地元小型消防団 会見地区自動車消防団	2 3 1	地元自動車消防団 西伯地区自動車消防団	3 1	地元自動車消防団 地元小型消防団 溝口地区小型消防団	1 3 1	地元自動車消防団 地元小型消防団 岸本地区小型消防団	3 1 1	地元自動車消防団	3	地元自動車消防団	3
	第2出場	要請	会見地区自動車消防団	2	西伯地区自動車消防団 西伯地区小型消防団 【鶴田・池野地区】 伯耆町溝口地区消防団	1 3 1	溝口地区自動車消防団	3	岸本地区自動車消防団 岸本地区小型消防団	1 2	地区自動車消防団	2	地区自動車消防団	2
	第3出場	要請	米子市消防団	2	米子市消防団 伯耆町岸本地区消防団	1 1	米子市消防団 南部町会見地区消防団	1 1	江府町消防団	1	地区自動車消防団 日野町消防団	2 1	江府町消防団 日南町消防団	1 1
	第4出場	要請	他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団		他市町村応援消防団	

1 の10

			江 府 町	
消防団火災出場区分	第1出場	覚知	地元自動車消防団 地元小型消防団	2 1
	第2出場	要請		
	第3出場	要請	伯耆町溝口地区消防団 日野町消防団	1 1
	第4出場	要請	他市町村応援消防団	

○災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては伯耆町総務課とし、乙においては、管理本部
総務人事グループとする。

(協議)

第9条 この協定の履行において疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定
の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月15日

(甲) 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町長 森 安 保

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉175番地4
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長
浜 江 隆 二

○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬及びセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬及びセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬及びセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬及びセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成20年10月20日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 法橋 誠

丙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長 伊藤 裕成

(別記)

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境港市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長

○行方不明者の搜索における消防団相互派遣協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「西部市町村」という。）は、行方不明の搜索における消防団員の相互派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西部市町村の区域内及びその隣接区域（以下「西部市町村管内等」という。）において行方不明者が発生した場合の対応に関し必要な事項を定め、もって行方不明者の安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行方不明者の搜索、警察署への通報により西部市町村管内等において家出、自然を活用して行われる山菜取り、山歩き等の余暇活動、河川・海岸での釣り及び病気等により所在が不明となった者を搜索することをいう。
- （2）管轄市町村、行方不明者の搜索事案が発生した場合に、当該搜索のための現地本部を設置した所在地の市町村をいう。
- （3）管轄の長、管轄市町村の長をいう。
- （4）行方不明者在住市町村 当該行方不明者が在住している市町村をいう。
- （5）行方不明者在住の長 行方不明者在住市町村の長をいう。
- （6）派遣市町村 管轄の長の要請を受けて消防団員を派遣する市町村をいう。
- （7）派遣市町村の長 派遣市町村の長をいう。

（派遣要請）

第3条 管轄の長は、行方不明者在住の長に連絡を行うこととし、行方不明者在住市町村は管轄市町村と連携して行方不明者の搜索にあたることとする。

- 2 管轄の長は、西部市町村の長の対して、当該行方不明者を搜索するための消防団員の派遣を要請することができることとし、派遣市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、直ちに当該要請に基づく消防団員を派遣し搜索にあたることとする。ただし、消防団員を派遣することができないときは、直ちにその旨を管轄の長に連絡しなければならない。

- 3 前項の派遣の要請に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）発生した行方不明者の搜索事案の概要
- （2）必要とする人員及び機械器具等の数量
- （3）集合場所及び日時
- （4）その他必要な事項

（搜索市町村の指揮）

第4条 派遣市町村の消防団員及び行方不明者在住市町村の消防団員は、管轄市町村の現場最高指揮

者の指揮のもとに行動するものとする。

(搜索の協力)

第5条 行方不明者在住の長は、西部市町村の長に対して各市町村の行方不明者の搜索を要請することができることとし、要請を受けた市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、個々の判断により当該要請に基づき消防団員を搜索に当たらせることとする。ただし、搜索の協力を行うことができないときは、直ちにその旨を連絡しなければならない。

(経費の負担)

第6条 搜索に要した経費は、次の各号に定めるところにより、負担するものとする。

- (1) 搜索のために要した出動手当、旅費、燃料、食糧費、機械器具の破損に対する修理費等は、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (2) 消防団員が搜索中、第三者に損害を与えた場合に当該第三者に対する補償に要する経費は、管轄の長の負担とする。ただし、消防団員の重大な過失による場合又は派遣の往復途上に生じた交通事故等による場合にあっては、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (3) 前各号に規定する以外の経費については、その都度協議のうえ負担区分を定めるものとする。

(疑義等の協議)

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義が生じたときはその都度協議して定めるものとする。

この協定の証として本書9通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 亨弘

江府町長 竹内 敏朗

○災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定

鳥取県（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、平成21年6月11日付けで締結した災害等発生時における応急対策業務等に関する基本協定第4条の規定に基づき、協定を実施するために必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、水の供給又は施設の使用について協力を要請することができる。

- （1）鳥取県内において災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）鳥取県外における災害等に係る応急措置を実施するため、国又は関係都道府県知事から、物資等の調達を要請された場合

2 前項の場合において、甲が乙に要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場に設置の貯水槽（以下「貯水槽」という。）に貯水している水を供給すること
- （2）コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場の施設を救援物資の集配施設等として使用すること

3 第1項の要請は、別紙1「災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する要請書」以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（水の提供）

第2条 乙は、前条第2項第1号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに貯水槽内に貯水している水で供給可能なものを提供するものとする。

2 前項の規定により提供を受けた水の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。

（施設の使用）

第3条 乙は、第1条第2項第2号の事項について協力の要請を受けたときは、速やかに承諾するか否かを回答するものとする。

（費用）

第4条 乙は、第1条第1項の要請に基づく水の供給及び施設の使用に当たっては、甲に対して当該水及び当該施設を無償で提供し、及び使用させるものとする。

（補償）

第5条 甲が実施する応急対策への協力に当たり甲又は甲の指定する者の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲又は甲の指定する者が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第6条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における水の供給及び施設の使用に係る事務担当者名簿（別紙2）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において事務担当者に異動等があった場合に準用する。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥 取 県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO 末 吉 紀 雄

○豪雪時における除雪作業等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社山陰営業所（以下「乙」という。）とは、豪雪時における除雪作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豪雪時における町民の安全と生活を確保するための除雪作業等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる豪雪）

第2条 この協定の対象となる豪雪は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他伯耆町除雪計画（以下「除雪計画」という。）に定められた除雪基準を超え、町民の生活に支障をきたす可能性があり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（除雪作業等の内容）

第3条 この協定により、甲が除雪作業等について協力を要請する場合、甲は必ず甲の指名した者を立ち合わせ、乙が安全に業務を遂行出来るよう協力することとし、除雪作業等の場所は次のとおりとする。

（1）甲が維持管理を行う道路施設

（2）その他甲が除雪作業等が必要であると認めた施設

（協力要請）

第4条 甲は、前条の除雪作業等について、乙の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定による除雪作業等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、甲が除雪計画に基づき、乙に提示を行う。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に協力要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（担当者名簿の作成）

第9条 甲及び乙は、毎年11月1日現在の除雪担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 島根県松江市学園南1丁目15-10（松江アイビル502）大和リース株式会社 山陰営業所
統括所長 岩 根 聖 樹

別 紙

除雪担当者名簿〔平成 年 1 月 1 日現在〕

【伯 耆 町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
固 定 電 話	
携 帯 電 話	
ファクシミリ	

2 勤務時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
固 定 電 話		
携 帯 電 話		
ファクシミリ		

※勤務時間：8:30～17:15

※休 日：土、日、祝日

【大和リース株式会社 山陰営業所】

1 連絡責任者

所 属	
役職・氏名	
固 定 電 話	
携 帯 電 話	
ファクシミリ	

2 除雪担当者（又は除雪委託業者）

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
所 属		
役職・氏名		
固 定 電 話		
携 帯 電 話		
ファクシミリ		

○災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と伯耆町建設業協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条1項及び同法第42条第1項の規定により作成された伯耆町地域防災計画に基づき、伯耆町災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

（1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

（2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業

（3）甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（4）甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（5）緊急を要する建設資材等の調達及び輸送

（6）住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣

（7）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 応急対策業務等に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として甲乙協議して定める。

（補償）

第6条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の定めるところによる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 伯耆町
町 長 森 安 保

乙 伯耆町建設業協議会
会 長 坂 田 光 徳

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

- （1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- （2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告する者とする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

(車両の運行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿(別紙4)を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 住 田 圭 成

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長 原 田 忠 雄

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

（1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合。

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

別紙 1 (第 2 条関係)

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 2 条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

別紙 2 (第 3 条関係)

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事 業 者 代 表 者 様

伯 耆 町 長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 3 条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第 4 条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数 量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 3 7 番地 3

伯耆町役場 課 担当：

(電話：(0859) 68－3111 F A X：(0859) 68－3866)

(注) 口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

別紙3（第4条関係）

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第4条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙４（第９条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
(年 月 日現在)

【甲】

担当課				
電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

【乙】

名 称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）と株式会社フーズマーケットホック（以下「乙」という。）は災害時における生活関連物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資の調達を行なう必要があると認めるときには、乙に対し物資の供給の要請を行なうことができる。

（1）伯耆町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）伯耆町以外の災害救助のため、鳥取県知事から物資の調達の斡旋を要請された場合

（調達物資の範囲及び調達可能数量等の報告）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうちから、乙が供給可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、毎年4月1日現在の調達可能数量及び運搬方法等を調達可能数量等報告書（別紙1。以下「報告書」という。）により報告するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時における生活関連物資供給要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行なうものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意見を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（引渡しまでの運搬費を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

（運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行なうものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の職員又は甲の指定する業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運搬費を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

2 前条第2項の引渡しの前に生じた物資の亡失、毀損は乙の負担とする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援する

ものとする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害時における物資調達に係る事務担当者名簿（別紙4）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲及び乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、甲及び乙が協議をして定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 島根県安来市赤江町1448番地1
株式会社フーズマーケットホック
代表取締役 長谷川 徹

別 表

区 分	物 資 の 名 称
飲料品	飲料水（ミネラルウォーター等）、幼児用粉ミルク
食料品	パン（調理パン）、弁当、おにぎり、梅干し、インスタント食品、缶詰、果物
衣 類	肌着、靴下、防寒服、防災ずきん
日用品	紙食器（コップ、皿、碗等）、箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、哺乳瓶、鍋、魔法瓶、やかん、カセット式ガスコンロ、カセット式ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプーを含む。）、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、毛布、枕、敷物（ビニールシート等）、軍手、雨具類、運動靴、スリッパ（サンダルを含む。）、ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池、ローソク、簡易ライター又はマッチ、使い捨てカイロ、ポリラップ
その他	仮設トイレ、携帯トイレ、蓄便袋、仮設風呂、仮設シャワー、拡声器

本表のほか、甲が指定する物資

別紙 1 (第 2 条関係)

調達可能数量等報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 2 条の規定に基づき、調達可能数量及び運搬方法等について下記のとおり報告します。

記

品目名	調達可能数量	主要保管場所	運搬方法	備考

* 調達可能数量には、単位を付して下さい。

調達可能数量には、確実に引渡しができる数量を記入して下さい。

別紙 2 (第 3 条関係)

災害時における生活関連物資供給要請書

年 月 日

事 業 者 代 表 者 様

伯 耆 町 長

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第 3 条の規定に基づき、下記の物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況について、同協定書第 4 条に定める措置状況報告書により報告をお願いします。

記

1. 要請する物資

品目名	数 量	引渡日時	引渡場所	備考

2. 連絡先

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 3 7 番地 3

伯耆町役場 課 担当：

(電話：(0859) 68－3111 F A X：(0859) 68－3866)

(注) 口頭又はその他の方法で要請する場合は、この様式に準じて行なう。

別紙3（第4条関係）

措置状況報告書

年 月 日

伯耆町長 様

事業者代表者名

「災害時における生活関連物資の調達に関する協定書」に定める第4条の規定に基づき、物資の調達の要請に対して講じた措置について下記のとおり報告します。

記

1. 供給する物資

品目名	数 量	引渡日時 及び場所	見積価格	運搬方法及び運 搬担当者	備考

2. 連絡先

担当：

（電話：（ ） － FAX：（ ） － ）

別紙４（第９条関係）

災害時における物資調達に係る事務担当者名簿
（ 年 月 日現在）

【甲】

担当課				
電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

【乙】

名 称				
所在地				
代表者名				
代表電話番号				
F A X 番号				
連絡先順位	職 名	氏 名	電話番号 (勤務時間内)	電話番号 (勤務時間外)
第 1 順位者				
第 2 順位者				
第 3 順位者				

○災害時における避難所等としての使用に関する協定

災害時における避難所等としての使用に関し、伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取西部農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伯耆町内に地震、洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所等として使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所等として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から下記目的に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災したときはこの限りではない。

施設名称	溝口支所 (2階 被聴覚室及び研修室)	ライスセンター
所在地	西伯郡伯耆町溝口392番地	西伯郡伯耆町谷川500番地
目的	避難所	救援物資の集配施設及び避難所

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を避難所等として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等による洪水が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- (3) 前各号の事由に対する救援物資の集配施設を設置する必要があると甲が認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難者の誘導等に協力する。

3 前項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（使用の禁止）

第7条 町内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の本協定に関する事務担当者名簿（別紙）を作成し、相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 米子市東福原1丁目5番16号
鳥取西部農業協同組合
代表理事組合長 谷本 晴美

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E L Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- （2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には、補償を行わない。

- （1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合
- （2）丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
- （3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。

3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成25年3月26日

甲	鳥取市長	竹内 功
	米子市長	野坂 康夫
	倉吉市長	石田 耕太郎
	境港市長	中村 勝治
	岩美町長	榎本 武利
	若桜町長	小林 昌司
	智頭町長	寺谷 誠一郎
	八頭町長	平木 誠
	三朝町長	吉田 秀光
	湯梨浜町長	宮脇 正道
	琴浦町長	山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

乙 鳥取県知事 平井 伸治

丙 山陰E L Vリサイクル協議会
会長 西川 正克

○災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱商品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては伯耆町総務課とし、乙においては、管理本部
総務人事グループとする。

(協議)

第9条 この協定の履行について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の
終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月15日

(甲) 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町長

森 安 保

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉1-7-5番地4

鳥取県生活協同組合

代表理事理事長

浜 江 隆 二

○災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と伯耆町長（以下「乙」という。）は、伯耆町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、伯耆町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、伯耆町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 伯耆町 伯耆町長 森安 保

○災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定書

鳥取県西伯郡伯耆町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害又は危機事象（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙のコカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社大山工場内に設置された飛行場外離発着場（以下「ヘリポート」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

- 第1条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、豪雪、渇水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は放射性物質の大量の放出、多数の者が搭乗する航空機の墜落その他の大規模な事故による被害をいう。
- 2 この協定において「危機事象」とは、テロ攻撃、新型インフルエンザのまん延その他の緊急事態であって、住民の生命、身体及び財産に災害に類する程度の被害が生じる可能性があり、放置すると社会的混乱が生じるおそれのあるものをいう。

（要請）

- 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、ヘリポートの利用の必要があると認めるときは、乙に対しその要請を行うことができる。
- （1）伯耆町内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - （2）伯耆町外の災害救助のため、他の地方公共団体の長等からヘリポートの利用を要請された場合
- 2 前項の要請は、別紙1「災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。
- 3 乙は、第1項による要請を受けたときは、速やかに適切な処置を講じるものとする。

（ヘリポートの利用）

- 第3条 甲は、ヘリポートを利用しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、乙の承諾を受けた上で使用するものとする。
- （1）災害の概要及びヘリポートを使用する理由
 - （2）ヘリポートを利用する期間
 - （3）前各号に掲げるもののほか、応急対応に必要な事項
- 2 ヘリポートの利用に要した費用については無償とする。

（補償）

- 第4条 甲が実施する応急対策への協力に当たって甲の責に帰すべき理由により乙の施設等及び第三者に損害を与えた場合は、甲が補償するものとする。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲及び乙は、毎年4月1日現在の災害等発生時における飛行場外離発着場利用に係る事務担当者名簿（別紙2）を作成し、相手方に報告するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成21年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月11日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森 安 保

乙 福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 社長兼CEO
末 吉 紀 雄

○特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、伯耆町（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時に被災者等の通信を確保するため、丙の提供する非常用電話の設置及び利用・管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害時において甲、乙及び丙の協力の下、必要な情報の収集と共有を行い、被災地等の通信の途絶や孤立の防止が行えるよう迅速に被災者等の電気通信回線を確保することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、その管理する土地及び施設について丙に対し前条の電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う。

2 甲、乙及び丙は、丙が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う。

3 大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、丙は甲及び乙に対して協議の上、代替えとなる電気通信回線の提供による通信の確保に努めることとする。

（用語の定義）

第3条 本協定において「大規模災害時発生時」とは、地震、台風、豪雨、豪雪等の異常な自然現象又は大規模な火事、放射性物質の大量の放出その他の大規模の事故（以下「大規模災害」という。）により社会の混乱が発生している状態をいう。

2 本協定において、「特設公衆電話」とは、第9条第1項の規定により定めた場所にあらかじめ電気通信回線及び電話機接続端子を敷設して、大規模災害発生時に電話機を接続し、被災者又は帰宅困難者等へ電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第7条の2第1項に規定する災害時優先通信の提供を可能とする非常用電話をいう。

（特設公衆電話の開設）

第4条 特設公衆電話の利用の開始については、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害の発生によって、乙と丙が連絡が取れない場合は、乙が決定することができるものとする。

2 乙は前項の決定があったときは、速やかに電話機を設置し、丙に連絡する。

（特設公衆電話の演習、訓練棟利用）

第5条 甲又は乙が防災を目的として行う演習、訓点等における特設公衆電話の利用については、丙と事前に協議の上、丙が利用の可否を決定するものとする。

2 丙は、前項の利用に係る通信料及び利用料を甲及び乙に請求しないこととする。

（特設公衆電話の利用）

第6条 乙は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な範囲内で利用の調整及び誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第7条 特設公衆電話の利用の終了については、乙丙協議の上、丙が決定し、乙にその旨を通知する。

2 乙は事前の通知があったときは、電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、前項の通知前に、避難所を閉鎖した場合においては、乙は速やかに電話機を撤去し、丙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外の利用)

第8条 乙は、第4条に規定する開設、第5条に規定する演習、訓練等の利用及び第13条規定する定期試験を除き、特設公衆電話の目的外利用を禁止するものとする。

2 丙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 乙は、丙より目的外利用があることの報告があったときは、必要な調査を行うこととし、目的外利用があったと認められるときは、当該利用を防止するための措置を速やかに講じ、その旨を丙に報告する。この場合において、乙の目的外利用に係る通信料及び利用料は、乙が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、乙の目的外利用が継続するときは、乙丙協議の上、特設公衆電話の撤去を行うこととし、撤去に関する工事費用等は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置場所、回線数、形態、負担費用等)

第9条 特設公衆電話を設置する場所及び電気通信回線数は、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、特設公衆電話を甲の管理する土地又は施設に設置する場合は、甲、乙及び丙で事前に協議することとする。

2 特設公衆電話を設置する場所、電気通信回線数その他必要な事項を決定したときは、本協定で定める別冊に必要な情報を記載し、相互に保管するものとする。なお、保管にあたっては、乙丙お互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1により相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も、同様の扱いとする。

3 設置する特設公衆電話の電気通信回線の設備の提供形態及びサービス内容並びに乙及び丙が負担する費用については、別紙2のとおりとする。

(特設公衆電話の設置場所の追加、移転、廃止等)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の事実が明らかになったときは、速やかにその旨を丙に書面をもって報告しなければならない。なお、設置場所の情報に変更等が生じた都度第9条第2項に定める別冊を更新し、相互に保管することとする。

(特設公衆電話における通信機器の管理)

第11条 乙は、本協定に基づき、大規模災害発生時に特設公衆電話が即座に利用できるよう電話機を適切な場所に保管し、適切に管理することとする。

(屋内設備の設置及び管理)

第12条 乙は特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、丙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ）とともに、大規模災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう設備の維持に努めることとする。

(定期試験の実施)

第13条 乙及び丙は、年に1回を目安として、大規模災害発生時に特設公衆電話が速やかに利用できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

2 丙は、前項の接続試験に係る通信料及び利用料を乙に請求しないこととする。

(故障発見時の扱い)

第14条 乙及び丙は、特設公衆電話の屋内配線、保安器、引込線等の丙が設置する設備について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

2 前項の丙が設置する設備が乙の故意又は過失により破損した場合は、乙は丙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、丙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則として乙が負担する。

(協議事項)

第15条 本協定に定める事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年 9月30日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 伯耆町
伯耆町長 森安 保

丙 西日本電信電話株式会社
鳥取支店長 坪井 秀明

○災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書

伯耆町（以下「甲」という。）と鳥取県土地改良団体連合会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する農業集落排水施設において、災害により施設に被害が発生した場合の乙の復旧支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次のとおりとする。

- 一 地震・津波による災害
- 二 大雨・豪雨による災害
- 三 落雷による災害

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- 一 被害状況及び内容の調査
- 二 緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討
- 三 被災表明に関する資料の作成
- 四 災害査定用設計書の作成
- 五 災害査定の立会い及び説明

（支援の要請）

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援を必要と認める場合には、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合には、文書によるものとする。ただし、事態が窮迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲において、支援を行うものとする。

（事務局）

第7条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局を次のとおりとする。

- 一 甲の事務局は、伯耆町役場地域整備課上下水道室とする。
- 二 乙の事務局は、鳥取県土地改良事業団体連合会本部事務局とする。

(復旧支援に要する費用)

第8条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年10月15日

甲 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地
鳥取県土地改良事業団体連合会
会長 木村 肇

○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が生じた場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域内において大規模な災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲の地域内において大規模災害が発生した場合に必要なと認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）斎賀廃棄物の処分
- （4）前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物等の処理が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物等の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は大規模災害が発生した場合においては、乙の会員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等を実施する場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等を実施する期間
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した者の員数
- (4) 災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材
- (5) 災害廃棄物の処理等を実施した期間
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、傷病にかかり、障害を受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによる。

(連絡調整等)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更を生じたときも、同様とする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合において円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(必要機材の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的

に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の台数等について報告を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同行の報告を求めることができる。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、平成27年7月8日から効力を生ずるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年7月8日

甲 鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 影山 享弘

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町長 竹内 敏郎

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町長 森安 保

乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会長 越古 昭徳

○緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会西部支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用ＬＰガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲）

第２条 この協定書にいう「緊急用ＬＰガス」には、ＬＰガスの他、容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第３条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用ＬＰガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

２ 前項の要請は、原則として別紙の「ＬＰガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条 乙は前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第５条 乙は緊急用ＬＰガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２ 緊急用ＬＰガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第６条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用ＬＰガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第７条 乙が供給した緊急用ＬＰガスの代金は、甲が支払うものとする。

２ 前項の緊急用ＬＰガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂 康夫

鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村 勝治

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
日吉津村
日吉津村長 石 操

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町
大山町長 森田 増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町
南部町長 坂本 昭文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長 森安 保

鳥取県日野郡日南町霞 8 0 0 番地

日南町

日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町

日野町長 景山 享弘

鳥取県日野郡江府町大字江尾 4 7 5 番地

江府町

江府町長 竹内 敏郎

乙 鳥取県米子市大谷町 2 3 0 番地 1

一般社団法人鳥取県 L P ガス協会西部支部

支部長 雑賀 隆

L P ガス供給要請書

年 月 日

一般社団法人鳥取県L P ガス協会
西部支部長 様

〇〇（市・町・村）長 印

緊急用L P ガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりL P ガスの供給を要請します。

記

1 供給を要請する理由

2 供給を要請する物品及び引渡し場所等

物品の納入先	物品の名称	数量	物品の引渡し場所	引渡し日時	備考

以上

○災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内の市町村（以下「乙」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社（以下「丙」という。）は、災害等発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害時の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
- （2）鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
- （3）前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- （4）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （5）災害情報等の提供
- （6）備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- （7）その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
- （2）住民の避難所としての鉄道施設等の利用
- （3）前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- （4）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （5）災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供
- （6）備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- （7）その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第4条 災害発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前条第1項又は2項覚悟に掲げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者（以下「協力者」という。）は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りではない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

(個別の協議)

第5条 災害等発生時相互協用に当たっては、第3条第1項及び第2項覚悟に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

(情報の目的利用の禁止及び秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知りえた情報を、第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りではない。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協用に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこ協定に定めのない事項については、甲、乙、及び丙が協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成25年12月3日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書を21通作成し、甲、乙、及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲 鳥取県知事 平井 伸治

乙 鳥取市長 竹内 功

米子市長 野坂 康夫

倉吉市長 石田 耕太郎

境港市長 中村 勝治

岩美町長 榎本 武利

若桜町長 小林 昌司

智頭町長 寺谷 誠一郎

八頭町長職務代理者

八頭町副町長 吉田 英人

三朝町長 吉田 秀光

湯梨浜町長 宮脇 正道

琴浦町長 山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

丙 西日本旅客鉄道株式会社
米子支社長 横山 佳史

○災害時における物資供給に関する協定書に関する協定書

鳥取県伯耆町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給すを要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月15日

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

甲 鳥取県西伯郡伯耆町
伯耆町長 森 安 保

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク、
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ、
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグのＳｙ津堂頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指示した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月20日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 法橋 誠

丙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長 伊藤 裕成

(別記)

鳥取市長

米子市長

倉吉市長

境港市長

岩美町長

若桜町長

智頭町長

八頭町長

三朝町長

北栄町長

湯梨浜町長

琴浦町長

日吉津村長

大山町長

南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

伯耆町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害等の発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し要援護者等を当該施設に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況・状態の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要援護者等の受け入れ)

第6条 甲は、災害等の発生時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要援護者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

(甲) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
名称 伯耆町
代表者職氏名 伯耆町長 森安 保

(乙) 所在地 鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地
名称 社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会
代表者職氏名 会長 鞍掛 宜史

〔各種報告様式〕

○被害報告様式

第 1 号様式（火災）

		第 報							
		報 告 日 時	年 月 日 時 分						
		都 道 府 県							
		市 町 村 (消防本部名)							
消防庁受信者氏名		報 告 者 名							
※爆発を除く。									
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他								
出 火 場 所									
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分)						
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)							
出 火 箇 所		出 火 原 因							
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由							
建 物 の 概 要	構造 建築面積 階層 延べ面積								
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>全焼棟</td> <td>半焼棟</td> <td>部分焼 ぼや棟</td> </tr> </table> </td> <td>棟 } 計 棟</td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全焼棟</td> <td>半焼棟</td> <td>部分焼 ぼや棟</td> </tr> </table>	全焼棟	半焼棟	部分焼 ぼや棟	棟 } 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全焼棟</td> <td>半焼棟</td> <td>部分焼 ぼや棟</td> </tr> </table>	全焼棟	半焼棟	部分焼 ぼや棟	棟 } 計 棟				
全焼棟	半焼棟	部分焼 ぼや棟							
り 災 世 帯 数		気 象 状 況							
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他	台 台	人 人 人						
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況									
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況									
その他参考事項									

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

事故名	{ 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	第 報	
		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、) 第二種、その他		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		警 戒 区 域 の 設 定 月 日 時 分 使 用 停 止 命 令 月 日 時 分		そ の 他	人
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人） 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)		(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報 告 者 名					文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所			
区 分		被 害			道 路	箇所			
人 的 被 害	死 者		人		橋 り よ う	箇所			
	行 方 不 明 者		人	河 川	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人	港 湾	箇所				
		軽 傷	人	砂 防	箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟	の	清 掃 施 設	箇所			
			世帯		崖 く ず れ	箇所			
			人		鉄 道 不 通	箇所			
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
			世帯		水 道	戸			
			人		電 話	回線			
	一 部 破 損		棟		電 気	戸			
			世帯		ガ ス	戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
			世帯			り 災 者 数	人		
			人			火 災 発 生	建 物	件	
	公 共 建 物	棟	危 険 物				件		
	非 住 家	そ の 他				棟	そ の 他	件	

区		分	被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設		千 円							
農 林 水 産 業 施 設		千 円							
公 共 土 木 施 設		千 円							
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円							
小 計		千 円							
公共施設被害市町村数		団 体							
そ の 他	農 業 被 害	千 円			災 適 害 用 救 市 助 村 法 名				
	林 業 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円							
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
	そ の 他	千 円				消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	
被 害 総 額		千 円			消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	応急対策の状況								
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況								
	・ 避難の勧告・指示の状況								
	・ 避難所の設置状況								
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況									
・ 災害ボランティアの活動状況									

○避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数 量		

- (注) 1 「種別」欄は既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

○被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具									備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃 料 費	実支出額	
			数量	所有者（管理 者名）氏名	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕 概要			

- (注) 1 他市町村におよんだ場合には備考欄にその他市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」に記入すること。

○部隊等の災害派遣要請申請書

		(番 号)
		年 月 日
様		
〇〇〇〇名		印
部隊等の災害派遣要請申請書		
災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。		
記		
1. 災害の状況及び派遣を要請する理由		
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）		
派遣を要請する理由（現在まで取った地元の措置及び今後地元で取れる可能な措置を明らかにすること。）		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
派遣を希望する区域		
現地連絡場所及び連絡者		
活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）		
4. その他参考となるべき事項		

○部隊等の撤収要請申請書

		(番 号)
		年 月 日
様		
〇〇〇〇名		印
部隊等の撤収要請申請書		
災害を防除するため部隊等の災害派遣要請を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。		
記		
1. 撤収要請の理由		
2. 撤収要請の希望日時		
3. 撤収要請をする部隊等		

○部隊等に関する報告書

(番 号)

年 月 日

様

〇〇〇〇名

印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

記

1. 派遣要請の申請日時
2. 部隊等の到着日時
3. 部隊等の人員及び装備の概要
4. 部隊等を受け入れた区域
5. 部隊等の撤収日時
6. 部隊等の滞留期間
7. 部隊等の活動内容
8. 部隊等の活動による効果
9. その他特記事項

○応急対策要員の従事状況

種類	従 事 者 数		従事 場所	従事 期間	実 支 出 額				備 考
	実人員	延人員			日 当	旅 費	時間外勤務手当	計	
					円	円	円	円	

○飲料水の供給簿

供給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借上			修繕			燃料費		
			数 量	所有者	金 額	修 繕 月 日	修繕費	故障の 概 要			
	人			円		円		円	円		

○応急仮設住宅台帳

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
		人								円	
計											

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

○住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月 日	実支出額	備 考

○救護班活動状況

○ ○ 救 護 班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	自治会名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
計						

○病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

○助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日		

○埋葬台帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者と の 関 係	氏 名	棺（付属 品含む。）	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

○遺体処理台帳

処 理 年月日	遺体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存料	検 案 料	実支 出額	備 考
			氏 名	死亡者と の 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	

○障害物の除去計画

住家被害程度区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

○輸送記録簿

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円				円		円		

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障力所を記入すること。

○学用品の給与状況

学 校 名		学年	児 童 生 徒 氏 名	親権者 氏 名	給与 月 日	給 与 品 の 内 訳						実支 出額
						教 科 書			その他学用品			
						国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇	
計	小学校											
	中学校											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者（校長）

氏名 印

(注) 1 給与年月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。